

第1節 非常参集職員の活動

全部署

町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令、地域防災計画（県・町）及び受援計画（県・町）の定めるところによってその活動体制に万全を期すとともに、防災関係機関の協力を得てその組織及び機能のすべてを挙げて災害応急対策活動を実施する。

1 動員体制

災害対策活動に関し所要の人員を確保するため次により職員の動員を行う。

なお、職員は動員命令がない場合であっても、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知した場合は自発的に動員配備表に基づき登庁する。

(1) 配備体制

災害時、職員等の配備体制は次表により行う。

配備区分	警 戒 配 備		非 常 配 備 (災害警戒本部)	緊 急 配 備 (災害対策本部)
	第 一 次	第 二 次		
配備時期	◎大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報が発表され、総務課長が必要と認めたとき。	◎第一次警戒配備の状況下で町長が必要と認めたとき。	◎以下の状況下で町長が必要と認めたとき。 ・暴風、大雨、洪水警報が発表されたとき。 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・災害が発生したとき。 ・甚大な災害が発生するおそれのあるとき。	◎大規模な災害が発生した場合、町内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたとき。 ◎気象特別警報が発表されたとき。
配備内容	事態に対処するため、情報収集、伝達を行う。	各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行い得る体制とする。	災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、応急対策の準備を整える。 事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、	広域的又は大規模災害に対処する体制で、町の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。

			応急対策が円滑に実施できる体制とする。	事態の推移により必要な人員による体制を構築する。
配備期間	上記の基準に該当したときから次に該当するときまで。 ・警報等が解除されたとき。 ・総務課長が配備の必要がないと認めたとき。 ・他の体制に移行したとき。	上記の基準に該当したときから次に該当するときまで。 ・警報等が解除されたとき。 ・町長が配備の必要がないと認めたとき。 ・他の体制に移行したとき。	上記の基準に該当したときから次に該当するときまで。 ・警報等が解除されたとき。 ・町長が配備の必要がないと認めたとき。 ・他の体制に移行したとき。	上記の基準に該当したときから次に該当するときまで。 ・警報等が解除されたとき。 ・町長が配備の必要がないと認めたとき。 ・他の体制に移行したとき。

(2) 動員方法

ア 時間外の動員方法

職員への連絡は防災行政無線又は各課連絡網に従いN T T電話、携帯電話等により行う。

また、各課長（災害対策本部各部長）等はN T T電話、携帯電話、急使、その他による連絡方法をあらかじめ定めておく。

イ 通信途絶時の動員方法

職員は動員命令がない場合であっても、テレビ、ラジオ等により災害が発生し、又は発生のおそれがあることを覚知したときは、直ちに動員人員配備表により登庁する。

ウ 交通途絶時の動員方法

交通途絶により登庁できない職員は自宅又は避難所に指定された場所で待機し、上司の指示を受ける。

(3) 参集時の留意事項

参集時、職員は次の点に留意する。

ア 服装

応急活動ができる服装とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋を着用する。

イ 携行品

次のものを持って参集のこと。（災害の状況に応じて必要量）

- (ア) 筆記具
- (イ) 飲料水（水筒）
- (ウ) 懐中電灯
- (エ) 食料
- (オ) 携帯ラジオ

- (カ) 応急医薬品
- (キ) タオル
- (ク) 防寒具（冬期など）

ウ 緊急措置

参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員・消防団員がいるときは、その活動を引継ぎ庁舎に直行する。

エ 被害状況の報告事項

- (ア) 鉄道、幹線道路等の状況
- (イ) 建物の倒壊、損傷の状況
- (ウ) 火災の発生、消火活動の状況、水害の発生、水防活動の状況
- (エ) 被災者、救助活動の状況
- (オ) ライフラインの状況

(4) 動員人員配備表

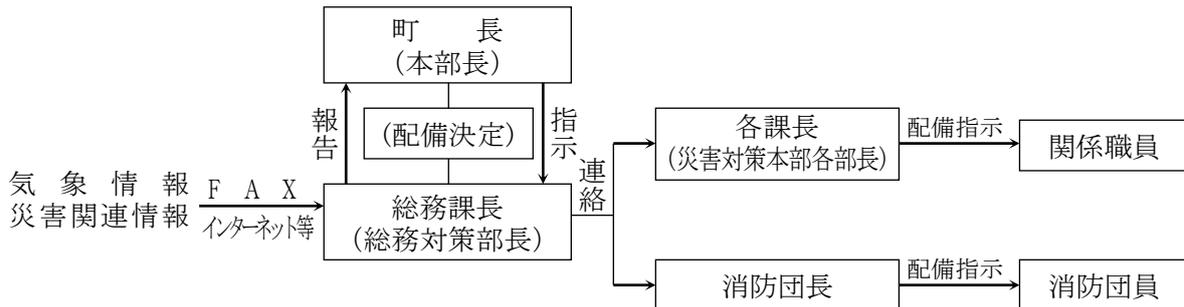
各課長（災害対策本部各部長）等は災害の状況により人員を増減することができる。また、総務課長は時間外については状況により当直者を増やす等の措置を講ずる。

課名	警 戒 配 備		非 常 配 備 (災害警戒本部)	緊 急 配 備 (災害対策本部)
	第 一 次	第 二 次		
総 務 課	課 長 課 長 補 佐 防 災 担 当	課 長 課 長 補 佐 所 属 係 長 全 員 庶 務 係	全 職 員	全 職 員
総 合 政 策 課		課 長	課 長 課 長 補 佐 所 属 係 長 全 員	全 職 員
住 民 税 務 課		課 長	課 長 課 長 補 佐 所 属 係 長 全 員	全 職 員
健 康 福 祉 課		課 長	課 長 課 長 補 佐 所 属 係 長 全 員	全 職 員
産 業 振 興 課	課 長 課 長 補 佐	課 長 課 長 補 佐 所 属 係 長 全 員	全 職 員	全 職 員

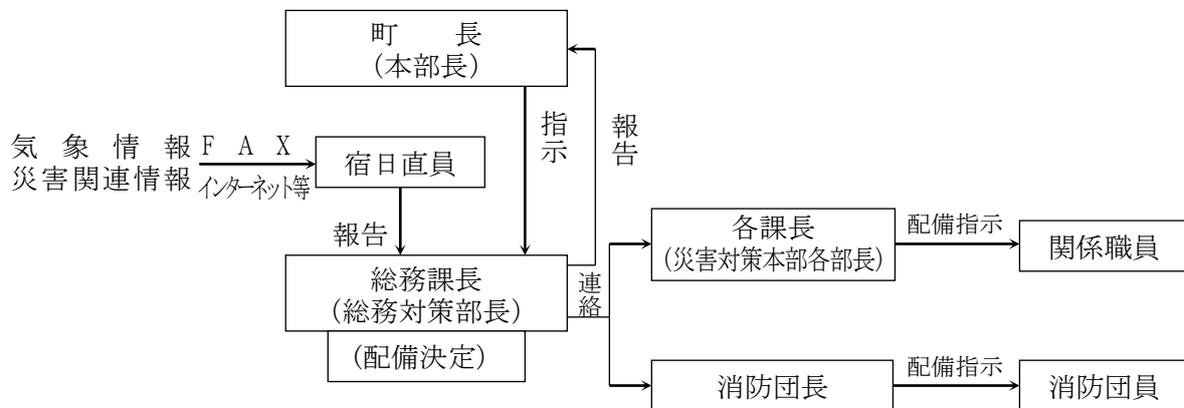
建設課	課長 課長補佐	課長 全職員	全職員	全職員
こども課		課長	課長 課長補佐 所属係長全員	全職員
生涯学習課		課長	課長 課長補佐 所属係長全員	全職員
会計室		会計管理者	会計管理者 会計係長	全職員
老人保健施設		事務長	老人保健施設職員配置計画による	
議会事務局		事務局長	事務局長	全職員
千曲病院		事務長	千曲病院職員配置計画による	

(5) 動員配備伝達系統

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



2 活動体制

(1) 災害警戒本部等

ア 災害警戒本部

町長は、次のいずれか一つ以上の状況に達し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置する。

- (ア) 気象業務法に基づく予報及び警報が、佐久穂町を含む地域に発表され、災害の発生が予想される時。
- (イ) 風水害が発生したとき。
- (ウ) 激甚な風水害が発生するおそれがあるとき。
- (エ) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。

イ 水防本部

水防法第21条の規定により町長を本部長とし、洪水時における水害を警戒防御する。ただし、佐久穂町災害警戒（対策）本部が設置されたときは、同本部の一部としてその分掌事務を処理する。

(2) 災害対策本部

ア 設置基準

町長は、次のいずれか一つ以上の状況に達したときは、災害対策本部を設置する。

- (ア) 大規模な風水害が発生したとき。
- (イ) 気象特別警報が発表されたとき。
- (ウ) その他、町長が必要と認めたとき。

イ 廃止基準

- (ア) 災害の発生するおそれが解消したと認めた場合
- (イ) 災害対策活動がおおむね完了した場合
- (ウ) その他災害対策本部の設置が不要と認められるとき。

ウ 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、次表により直ちに通知及び公表する。

通知又は公表先	担 当	通知又は公表の方法
県（佐久地域振興局）	総務対策部	電話その他迅速な方法
町 各 対 策 部 長	総務対策部	庁内放送、電話その他迅速な方法
佐 久 警 察 署	総務対策部	電話その他迅速な方法
報 道 機 関	総務対策部	電話その他迅速な方法
一 般 住 民	総務対策部	防災行政無線、広報車、その他迅速な方法

エ 設置場所

災害対策本部の設置場所は、佐久穂町役場とするが、佐久穂町役場が被災した場合は、生涯学習館「茂来館」に設置する。

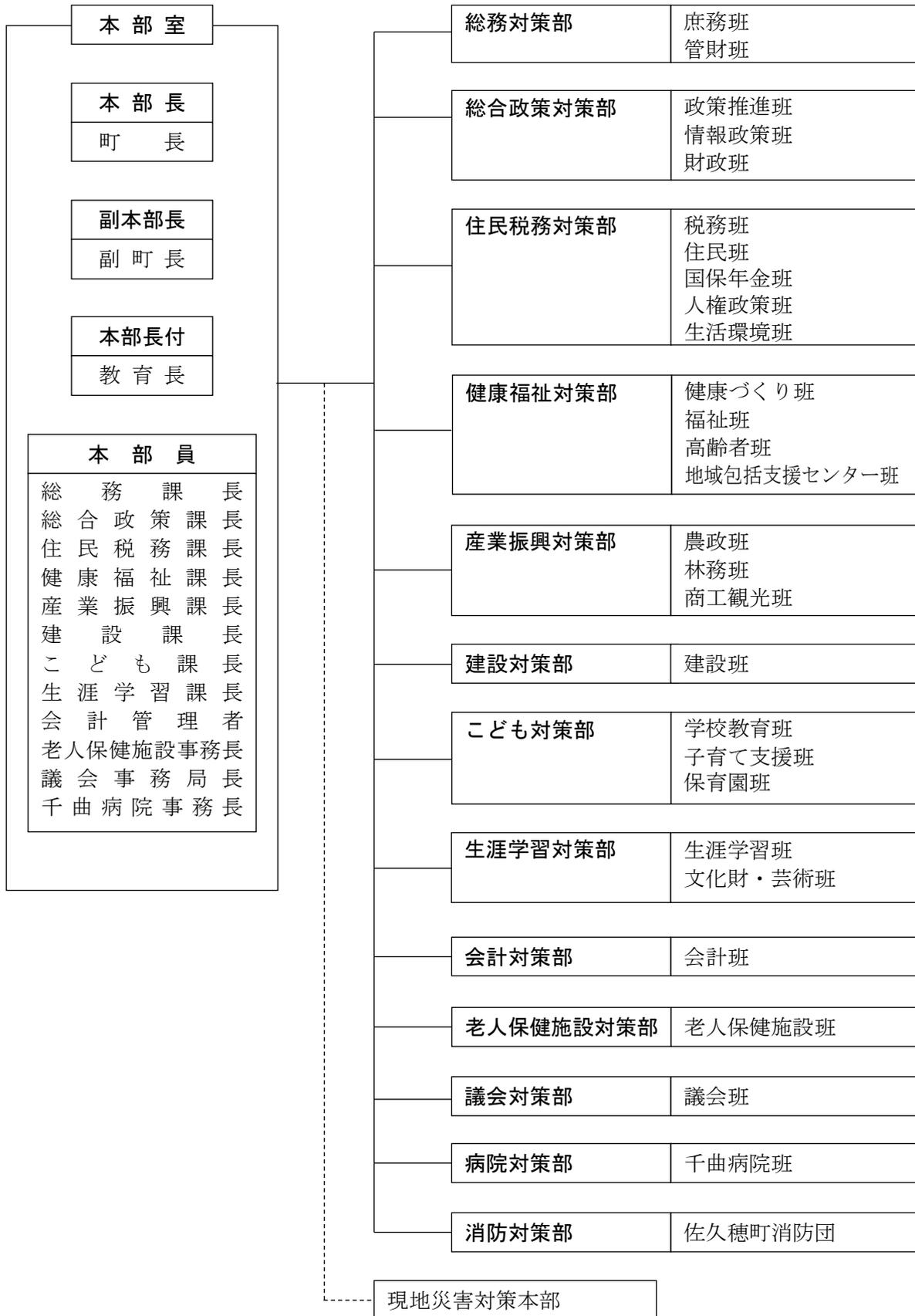
オ 災害対策本部の組織

- (ア) 本部室は災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を協議する。
- (イ) 本部連絡員

- a 本部連絡員は各部長が指名する。
 - b 本部連絡員は本部長の命を受けて各部相互の連絡調整、各種の情報収集事務を担当する。
 - c 本部連絡員は所定の位置に常駐するものとする。
- (ウ) 本部室、各部、各班の連絡方法
- a 本部長の命令あるいは本部室で決定した事項等は、本部連絡員を通じて各部に連絡するものとする。
 - b 各部で収集した情報あるいは決定、処理した事項のうち、本部又は他の部が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて本部室へ連絡するものとする。
- (エ) 各部、班の事務分掌
- 別表**のとおりとする。
- (3) 現地災害対策本部の設置
- 災害の状況により本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応活動の指揮を行うこととする。
- ア 現地災害対策本部の開設
- (ア) 本部長は職員のうちから現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。
 - (イ) 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等に表示する。
- イ 現地災害対策本部の責務
- (ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止を図る。
 - (イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
 - (ウ) 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。
- (4) 災害救助法が適用された場合の体制
- 町に災害救助法が適用されたときは、町長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行い、必要に応じて知事と連絡をとる。

別表

災害対策本部組織図



災害対策本部各部の事務分掌

(◎は部長、○は副部長を示す)

部	班	事務分掌
総務対策部 ◎総務課長 ○課長補佐	庶務	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員、派遣要請に関する事。 ・災害情報の総合収集に関する事。 ・災害情報の県及び関係機関への報告に関する事。 ・避難指示等に関する事。 ・避難所の開設・運営に関する事。 ・自衛隊派遣要請に関する事。 ・災害の発表、報道及び住民への広報に関する事。 ・災害状況資料・写真等の収集に関する事。 ・気象予報に関する事。 ・消防水防機関との連絡調整に関する事。 ・その他各班に属さない事項
	管財	<ul style="list-style-type: none"> ・町有財産の被害状況の総合調査に関する事。 ・応急対策に係る町有地等の確保及び利用計画に関する事。 ・応急仮設住宅の設置及び入退居に関する事。 ・被災住家の復旧補助に関する事。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事。
総合政策対策部 ◎総合政策課長 ○課長補佐	政策推進 情報政策 ・財政	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の開設・運営に関する事。 ・応援要請に伴う県及び他市町村等の職員の受入れに関する事。 ・システム及びネットワークに関する事。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事。 ・災害経費の予算に関する事。 ・物資輸送等配車に関する事。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事。
住民税務対策部 ◎住民税務課長 ○課長補佐	税務	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等（町有建物を除く）の被害状況の調査及び報告に関する事。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事。
	住民	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者のための総合窓口の設置及び運用に関する事。 ・被災者の安否問い合わせに対する対応に関する事。 ・遺体の収容所の開設に関する事。 ・埋火葬に関する事。 ・罹災証明書の発行に関する事。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事。
	人権政策 国保・年金	<ul style="list-style-type: none"> ・住民班の所管業務の支援に関する事。
	生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫に関する事。 ・食品衛生に関する事。 ・清掃及び災害ゴミに関する事。 ・被災住家の公費解体に関する事。

健康福祉対策部 ◎健康福祉課長 ○課長補佐	健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の動員、配置に関する事。 ・医師会との連絡調整に関する事。 ・負傷者の受入、救助及び救護事務に関する事。
	保健	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり班の所管業務の支援に関する事。
	福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用時における救助計画立案に関する事。 ・救助物資に関する事。 ・ボランティアに関する社会福祉協議会、団体等との連絡調整に関する事。 ・被災者受入施設に関する事。 ・被災者の生活必需品に関する事。 ・炊き出しに関する事。 ・生業に必要な資金に関する事。 ・要配慮者等の避難誘導及び受入に関する事。 ・福祉施設入所者の保護対策に関する事。 ・福祉施設の応急・復旧対策に関する事。 ・日本赤十字奉仕団との連絡調整に関する事。
	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉班の所管業務の支援に関する事。
	地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉班の所管業務の支援に関する事。
産業振興対策部 ◎産業振興課長 ○課長補佐	部全体	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の開設・運営に関する事。
	農政	<ul style="list-style-type: none"> ・主食の調達配給に関する事。 ・農業用施設の応急対策に関する事。 ・家畜の防疫に関する事。 ・農作物の技術対策に関する事。 ・農作物の防疫に関する事。 ・農畜産物、農業用施設の被害調査及び報告に関する事。
	林務	<ul style="list-style-type: none"> ・林道の応急対策に関する事。 ・木材の調達に関する事。 ・治山施設の応急対策に関する事。 ・林業関係の被害調査及び報告に関する事。
	商工観光	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者の応急対策に関する事。 ・商工業者の災害復旧に必要な資金に関する事。 ・工場等の応急対策に関する事。 ・商工施設の被害調査及び報告に関する事。 ・観光施設の応急対策に関する事。 ・観光客の安全確保に関する事。 ・観光施設の被害調査及び報告に関する事。
		<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の応急対策に関する事。 ・飲料水に関する事。 ・上下水道施設の被害調査及び報告に関する事。 ・土木施設の応急対策、資材の確保に関する事。 ・河川の応急対策に関する事。 ・道路、橋梁の応急対策に関する事。

<p>建設対策部 ◎建設課長 ○課長補佐</p>	<p>建設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の確保に関する事。 (障害物の除去、迂回路等の設定) ・水防作業等における応急作業の指導に関する事。 ・資材運搬等の配車に関する事。 ・被災住宅等の災害応急対策に関する事。 ・被災宅地建物の危険度判定調査に関する事。 ・関係機関等との連絡調整に関する事。 ・農地、農業用施設の応急対策に関する事。 ・土木施設・河川の被害調査及び報告に関する事。 ・道水路班の所管業務の支援に関する事。
<p>子ども対策部 ◎子ども課長 ○課長補佐</p>	<p>部全体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の開設・運営に関する事。
	<p>学校教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童生徒に関する事。 ・学用品の供与に関する事。 ・教育関係施設の被害調査及び報告に関する事。 ・教育関係施設の応急対策に関する事。
	<p>子育て支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全確保及び施設の保全に関する事。 ・所管施設の被害調査及び報告に関する事。 ・所管施設の応急対策に関する事。 ・所管施設利用の園児及び児童の安全確保に関する事。
	<p>保育園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災園児に関する事。 ・保育施設の応急対策に関する事。
<p>生涯学習対策部 ◎生涯学習課長 ○課長補佐</p>	<p>生涯学習 ・文化財・芸術</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体との連絡調整に関する事。 ・指定避難所の開設及び管理運営に関する事。 ・所管施設の利用者の安全確保に関する事。 ・所管施設の被害調査及び報告に関する事。 ・所管施設の応急対策に関する事。 ・生涯学習班の所管業務の支援に関する事。
<p>会計対策部 ◎会計管理者 ○会計係長</p>	<p>会計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助資金の出納に関する事。 ・応急対策物資の購入出納に関する事。 ・義援金の受入れ、保管に関する事。 ・福祉避難所の開設及び管理運営の支援に関する事。
<p>老人保健施設対策部 ◎事務長</p>	<p>老人保健施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 ・部の庶務に関する事。 ・福祉避難所の開設及び管理運営に関する事。 ・老人保健施設の利用者の安全確保及び保全に関する事。 ・老人保健施設の被害調査及び報告に関する事。 ・老人保健施設の応急対策に関する事。 ・要介護者の受入れに関する事。
<p>議会対策部 ◎議会事務局長</p>	<p>議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 ・部の庶務に関する事。 ・議員の災害現場視察に関する事。 ・福祉避難所の開設及び管理運営の支援に関する事。

<p>病院対策部 ◎事務長</p>	<p>千 曲 病 院</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・部の庶務に関すること。 ・病院施設の利用者の安全確保及び保全に関すること。 ・病院施設の被害調査及び報告に関すること。 ・病院施設の応急対策に関すること。 ・地域における救護活動に関すること。
-----------------------	----------------	--

第2節 災害直前活動

全部署

風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等や災害の未然防止活動など、災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、要配慮者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

1 警報等の伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

ア 町は、各機関から受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。特に、特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合や、自ら知ったときは、直ちにその内容を住民等に周知する措置をとる。また、放送等により気象状況を常に把握し、情報の補填に努める。

イ 町において、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

ウ 県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また、避難情報の周知を図る。

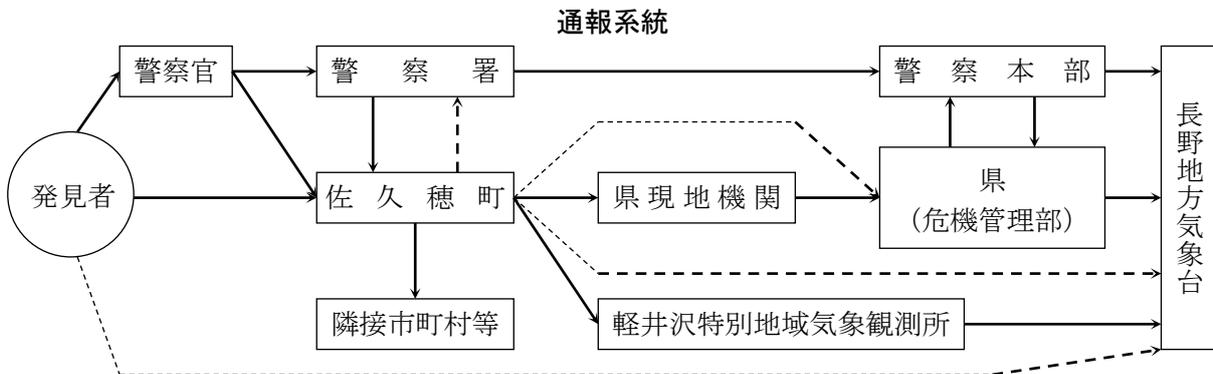
2 異常現象発見時の通報

(1) 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した住民は、自己又は他人により町長若しくは警察官に、速やかにその情報を通報する。

(2) 通報を受けた町長あるいは警察官は、次の通報システムによりそれぞれ関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。

その際町長は、地域振興局あるいは建設事務所、保健福祉事務所等の県現地機関へ、またその影響が及ぶと思われる隣接市町村へ通報する。

(3) その他の関係機関は、次の通報システムによりそれぞれ関係の機関に速やかに通報することにより、長野地方気象台が事態を掌握する。



(----- は、副システムを示す。)

3 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の発令により、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(1) 風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握し、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(2) 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

(3) 住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(4) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。

(5) 災害時または災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

(6) 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

(7) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障害者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

(8) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。

(9) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努

める。

- (10) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- (11) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (12) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (13) 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

4 災害の未然防止対策

町は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 水防活動

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、農業用排水施設、下水道施設等

洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに住民に対して周知する。

(3) 道路

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

別紙 1

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく警報等

気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての警報、注意報並びに情報をいう。

〈特別警報発表基準〉

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 (参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (軽井沢) (令和5年11月1日現在) 50年に一度の積雪深: 76cm 既往最深積雪深: 99cm)

〔注〕 過去の災害事例に照らして、指数 (土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。

〈警報・注意報発表基準〉

(令和6年5月23日現在)
 (発表官署 長野地方気象台)

佐久穂町	府県予報区	長野県		
	一次細分区域	中部		
	市町村等をまとめた地域	佐久地域		
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	8	
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	109	
	洪水	流域雨量指数基準	千曲川流域=44.5、北沢川流域=4.7、抜井川流域=16.8、余地川流域=8.8、大石川流域=12.8、石堂川流域=7.3、入堂川流域=5.1	
		複合基準 ^{*1}	千曲川流域=(5、40)、北沢川流域=(8、4.2)、抜井川流域=(6、15.1)	

		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	17m/ s	
	暴風雪	平均風速	17m/ s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	4	
		土壌雨量指数基準	82	
	洪水	流域雨量指数基準	千曲川流域=35.6、北沢川流域=3.8、抜井川流域=13.4、余地川流域=7、大石川流域=10.2、石堂川流域=5.8、入堂川流域=4.1	
		複合基準※ ¹	千曲川流域=(5、28.5)、北沢川流域=(7、3.7)、抜井川流域=(6、10.9)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	13m/ s	
	風雪	平均風速	13m/ s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%※ ²		
	なだれ	1 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/ s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上		
低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下（高冷地で-21℃以下）			

	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下	
	着氷	著しい着氷が予想される場合	
	着雪	著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

(参考)

土壌雨量指数	土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。
流域雨量指数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。

2 水防法に基づく警報等

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種 類	情報名	概 要
洪 水 警 報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	氾濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水 防 警 報	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき。

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象状況が火災の予防上危険であるとき長野地方気象台長が長野県知事に行う通報で、知事は直ちに市町村長に通報する。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

(2) 火災警報

消防法に基づき、町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に火の使用を制限し警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 警 報	前記(1)の発表基準に準ずる。

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
------------	---

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、气象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方气象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析さ

れたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられる。

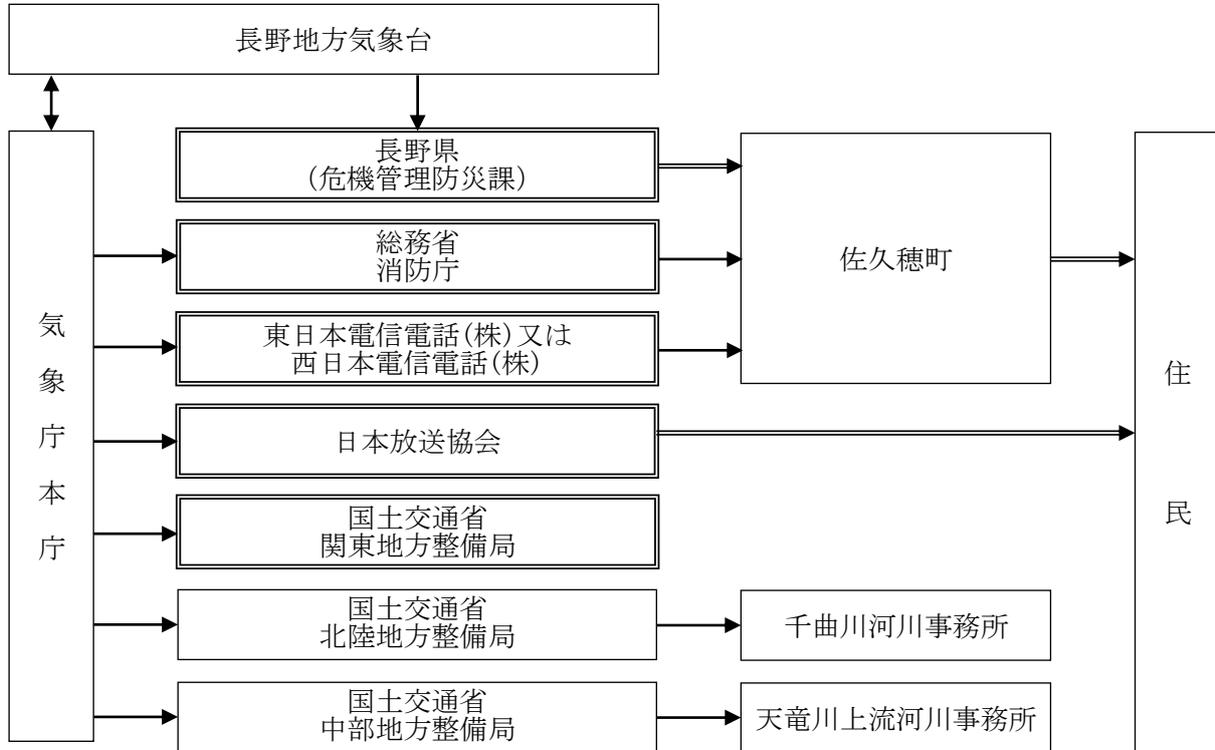
警報等の種類	発表機関名	対 象 区 域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	市町村ごと
水防警報	佐久建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という。）
火災気象通報	長野地方気象台	市町村ごと
火災警報	市町村長	各市町村域
避難判断水位到達情報	佐久建設事務所	知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課	共同 県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	気象庁	県全域あるいは一部
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象庁 長野地方気象台	全国、関東甲信地方、長野県

別紙2

警報等伝達系統図

1 注意報・警報及び情報

(1) 系統図



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

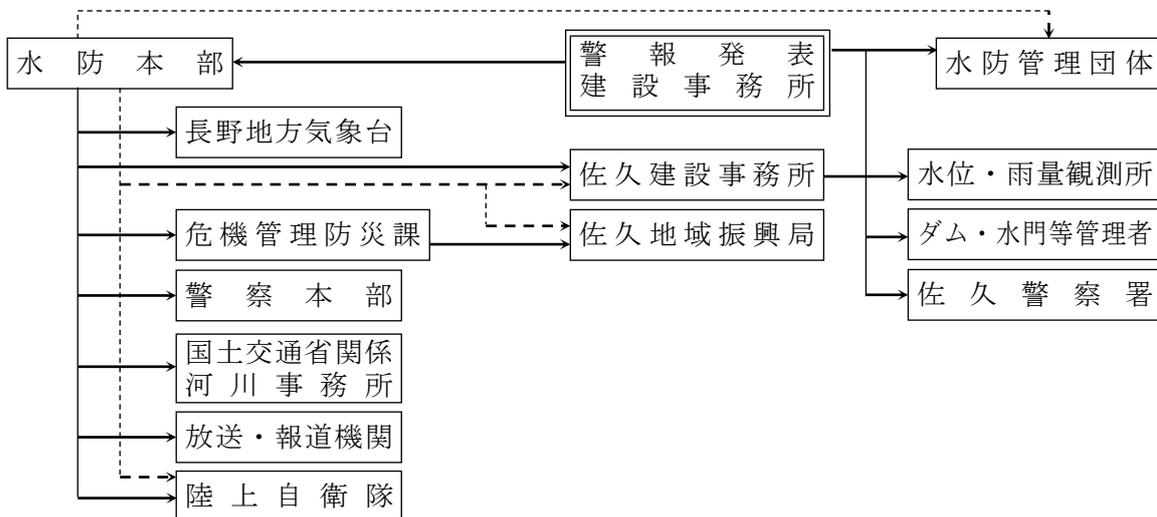
注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 警報・注意報の対象地域の区分

細分区域名		対 象 地 域
北 部	中野飯山地域	中野市、飯山市、下高井郡及び下水内郡
	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡及び上水内郡
	大北地域	大町市及び北安曇郡
中 部	上田地域	上田市、東御市及び小県郡
	佐久地域	小諸市、佐久市、南佐久郡及び北佐久郡
	松本地域	松本市（乗鞍上高地地域の区域を除く。）、塩尻市（木曽地域の区域を除く。）、安曇野市及び東筑摩郡
	乗鞍上高地地域	松本市（安曇及び奈川に限る。）
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡
南 部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡
	木曽地域	塩尻市（奈良井、木曽平沢及び贄川に限る。）及び木曽郡
	下伊那地域	飯田市及び下伊那郡

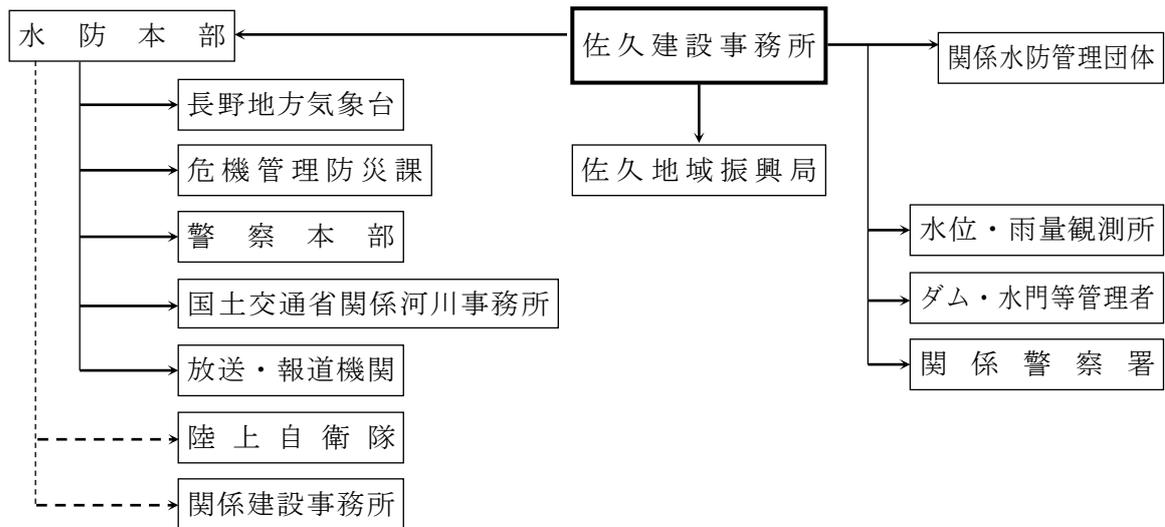
2 水防警報等

(1) 水防警報（知事が行うもの）



(注) ----- は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

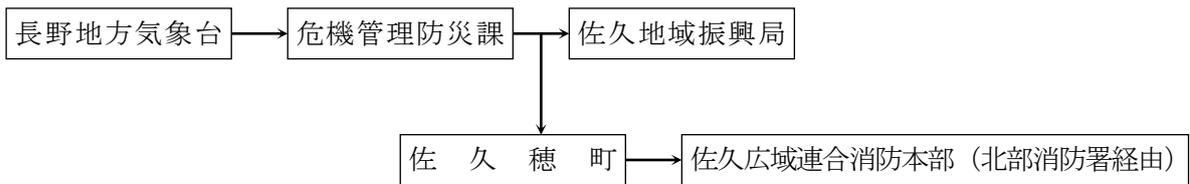
(2) 水位情報の通知（知事が行うもの）



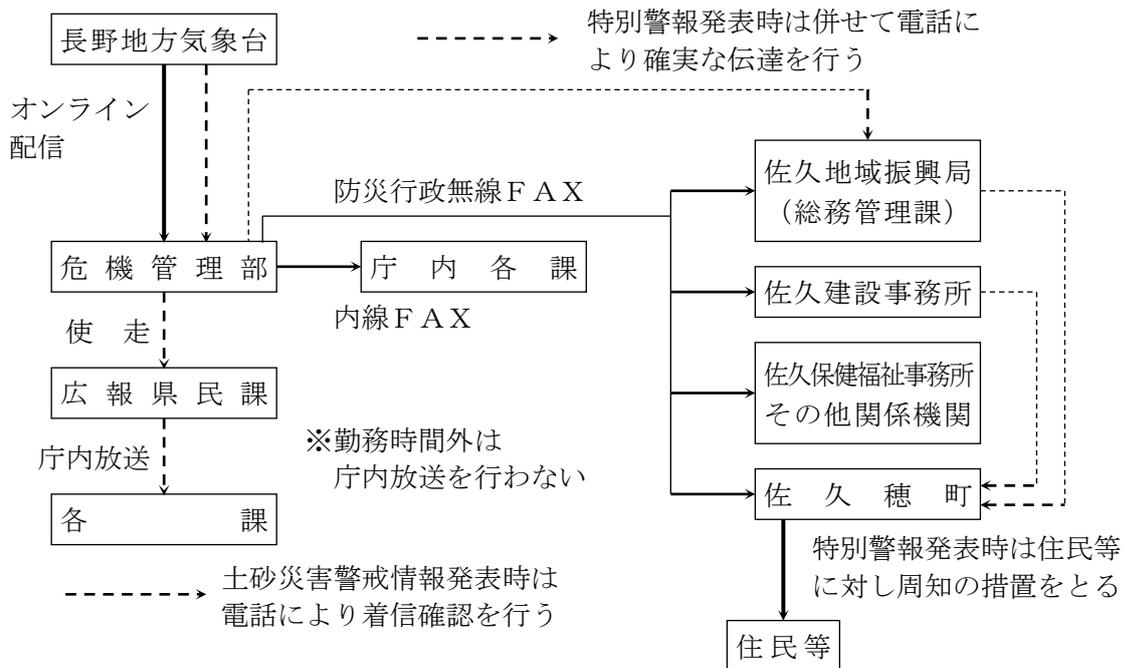
(注) ----- は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

———— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

3 火災気象通報



4 土砂災害警戒情報



第3節 災害情報の収集・連絡活動

全部署

災害が発生した場合、各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制を取り、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

(1) 被害状況の調査は、調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては関係各課は相互の連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

なお、被害が甚大であり、町において被害調査が実施できないときは県現地機関等に応援を求め行う。

(2) 町の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

(3) 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

項目	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重傷者・軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。

住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼、全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
冠水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
り災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 被害報告等

ア 町は、あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、町が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式又は長野県防災情報システムにより、県現地機関等に報告する。

イ 町における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は佐久地域振興局長に応援を求める。

ウ 次の場合は、消防庁に対して直接報告する。

なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

(ア) 県に報告できない場合

県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。ただし、この場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対して報告する。

(イ) 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

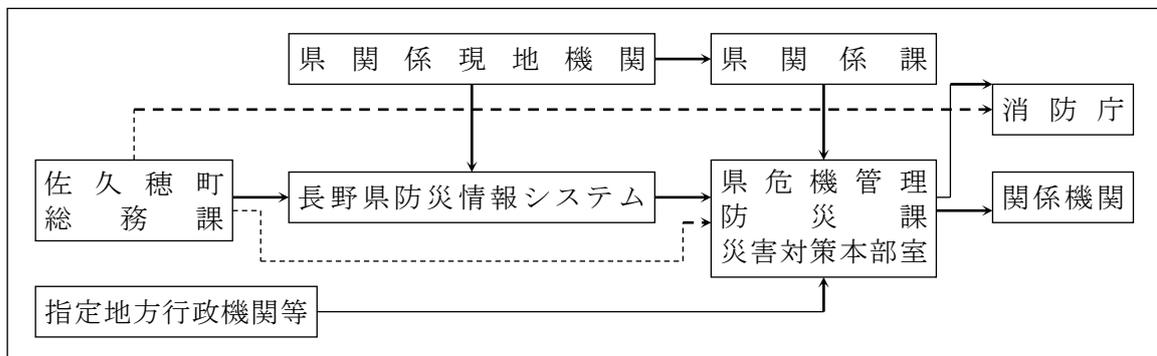
火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、町及び消防本部は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うことになっている。）。

佐久穂町の災害情報連絡系統図

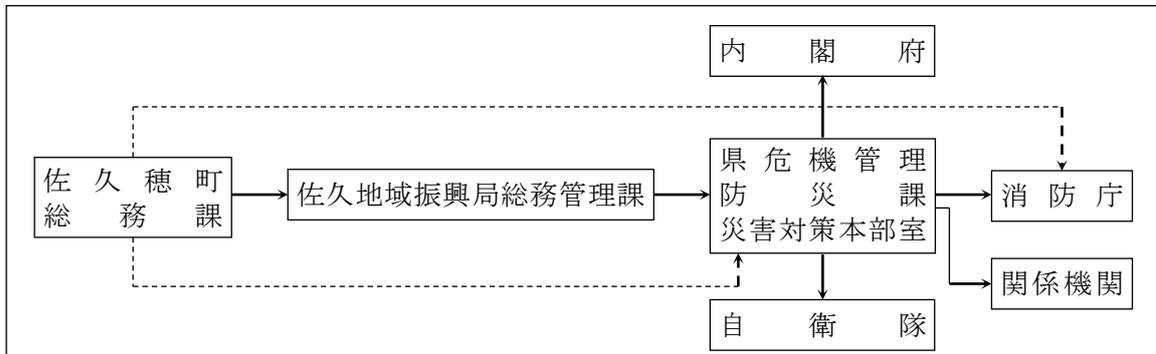
(1) 概況速報 長野県防災情報システム クロノロジーを使用

（消防庁への速報は消防庁第4号様式（その1）（表21の2））

町は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。県危機管理防災課は人的被害についてクロノロジーに入力があつた場合、関係機関に口頭・電話等で連絡する。

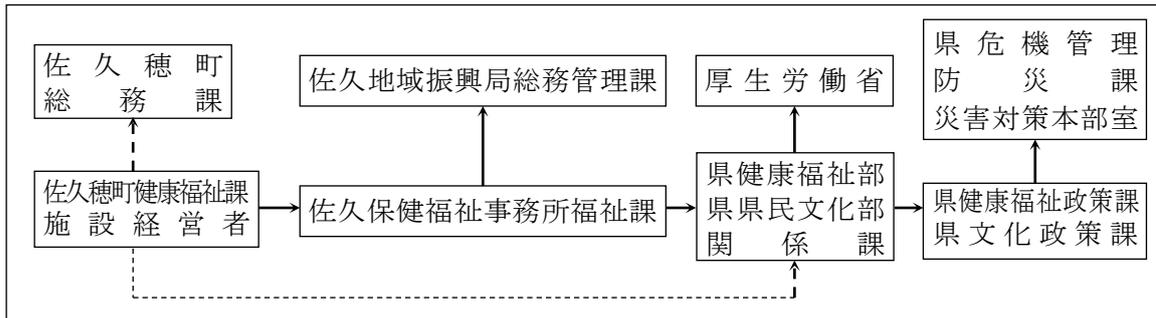


- (2) 人的及び住家の被害状況報告 **様式第2号**又は消防庁第4号様式(その2)(表21の3)
 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等避難状況報告 (**様式第2—1号**又は長野県防災情報システムにより報告)



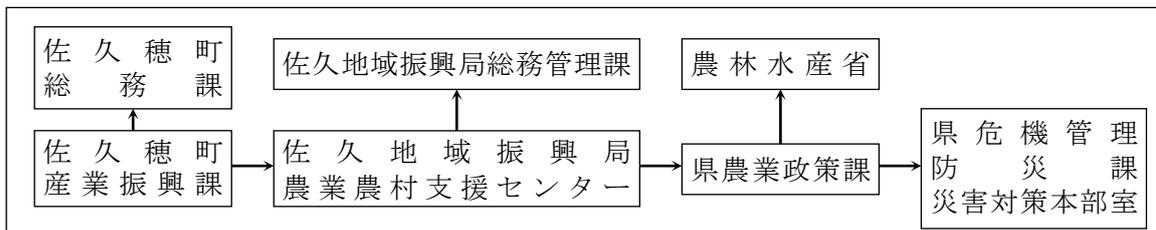
※ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は県危機管理防災課(災害対策本部)に連絡する。

- (3) 社会福祉施設被害状況報告 **様式第3号**

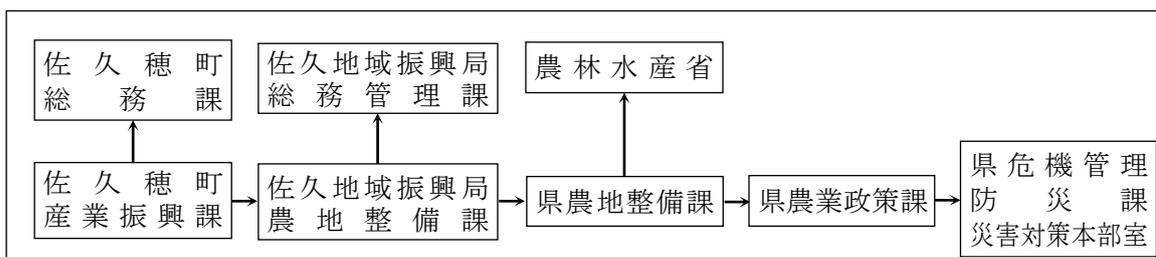


- (4) 農業関係被害状況報告

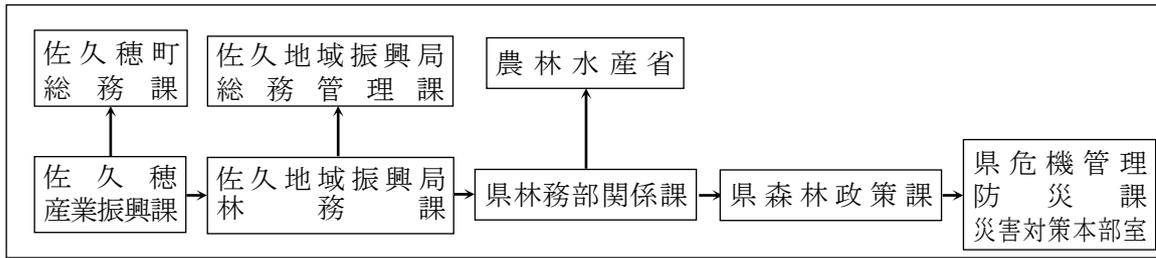
ア 農・畜・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告

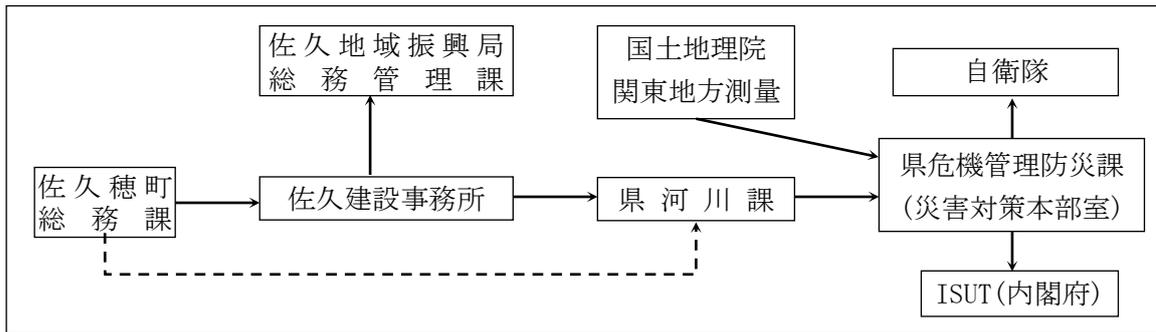


(5) 林業関係被害状況報告

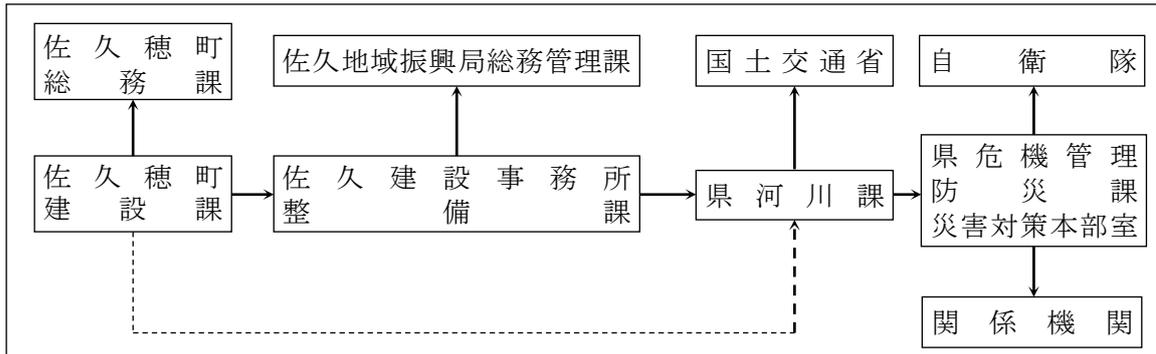


(6) 土木関係被害状況報告

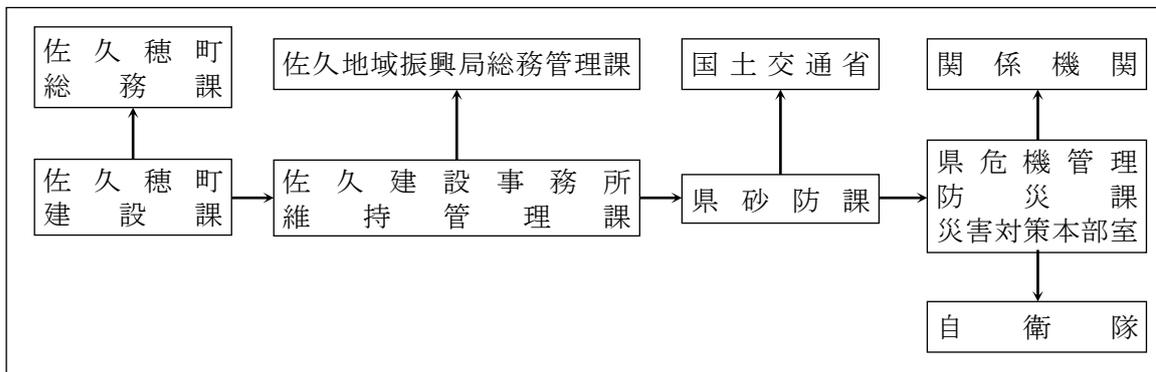
ア 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる



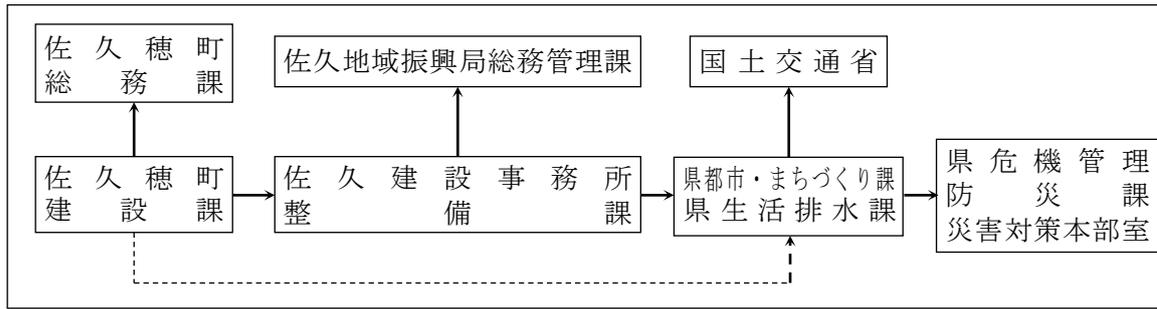
イ 公共土木施設被害状況報告等 様式第7号



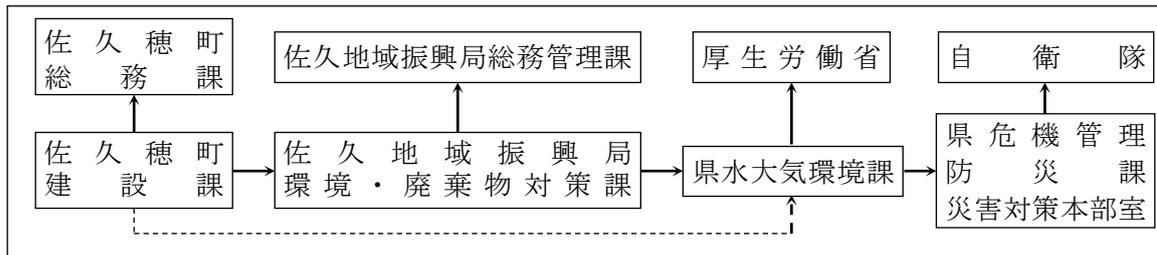
ウ 土砂災害等による被害報告 地図若しくはGIS又は様式第7号



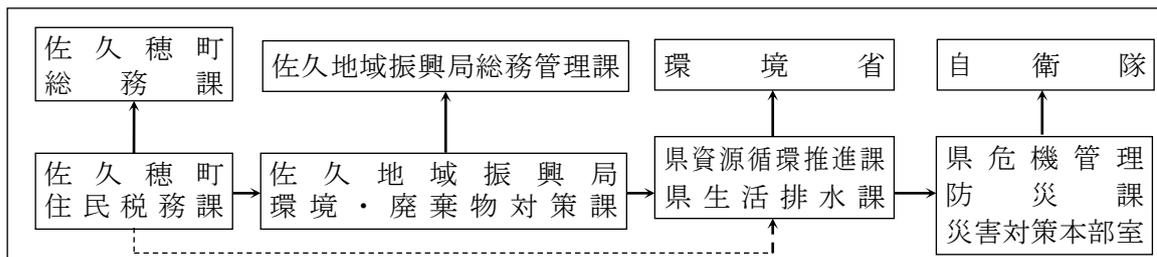
(7) 都市施設被害状況報告



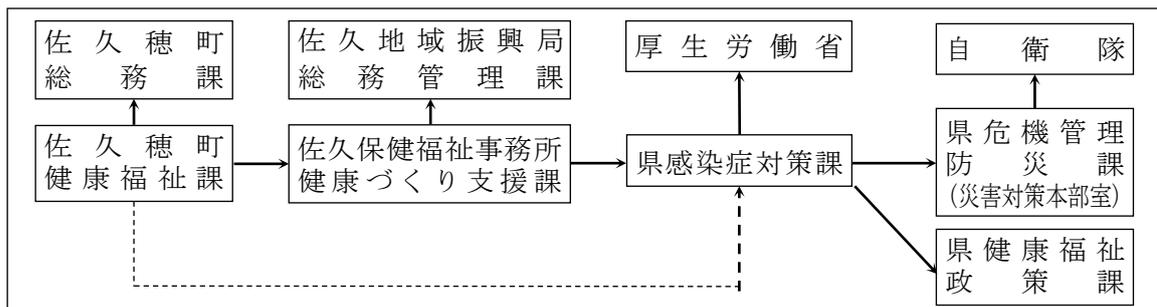
(8) 水道施設被害状況報告



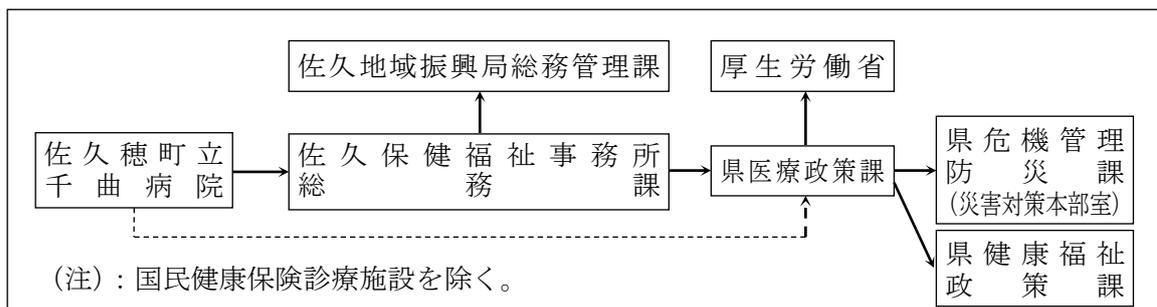
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告



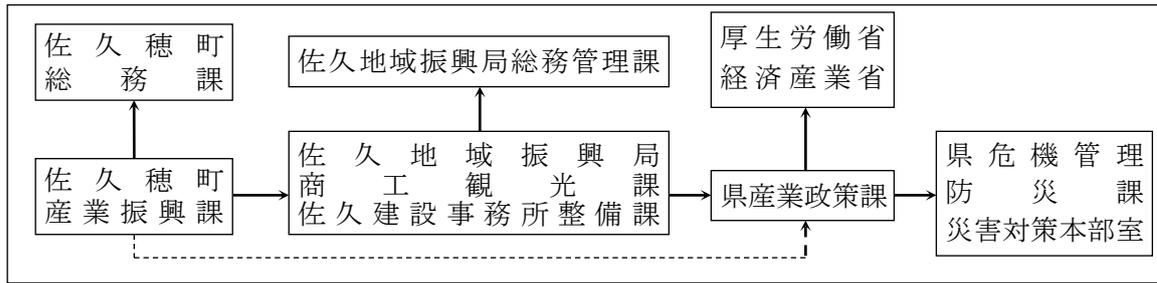
(10) 感染症関係報告



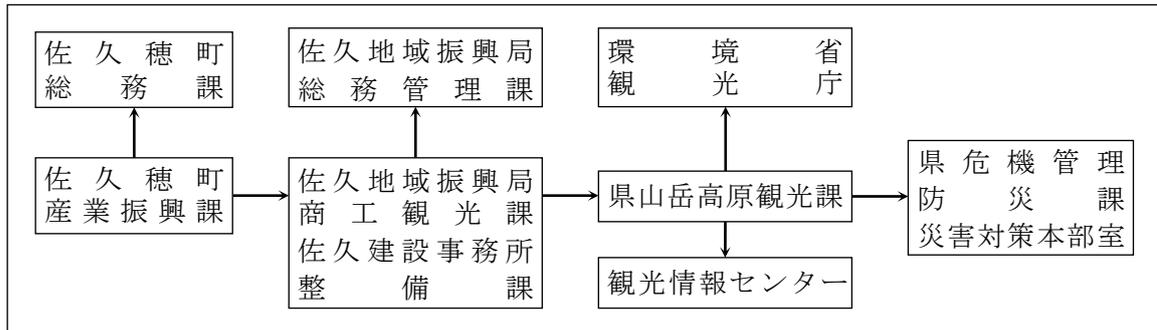
(11) 医療施設関係被害状況報告



(12) 商工関係被害状況報告

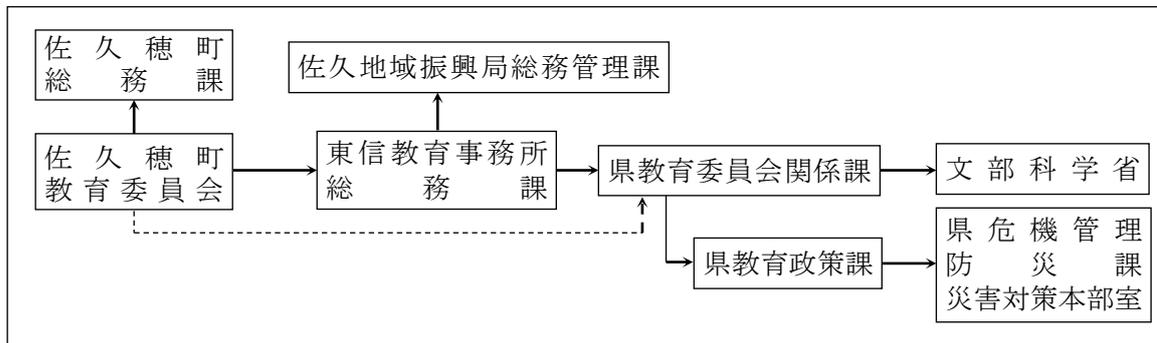


(13) 観光施設被害状況報告

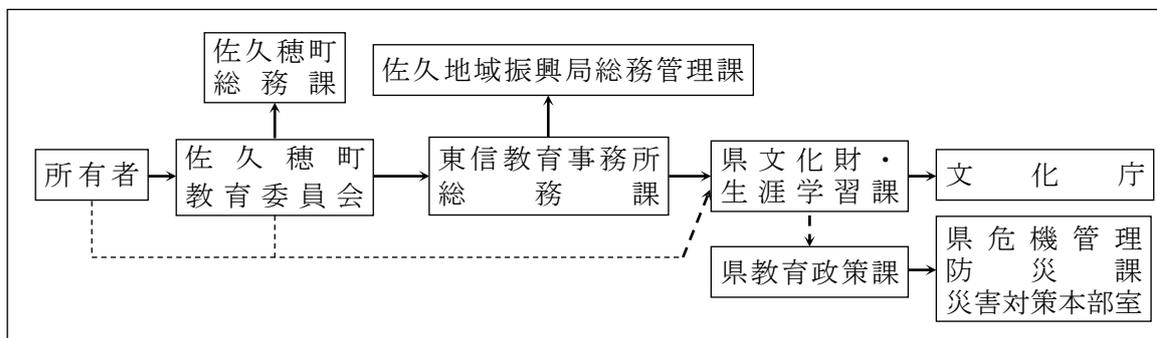


(14) 教育関係被害状況報告

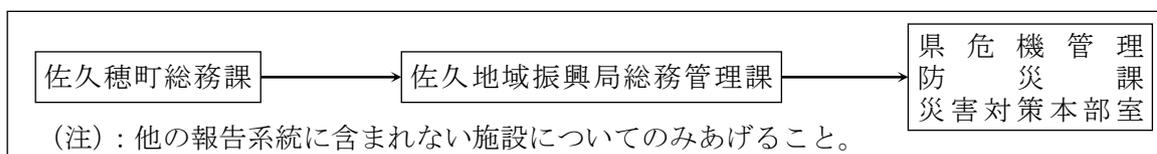
ア 町施設



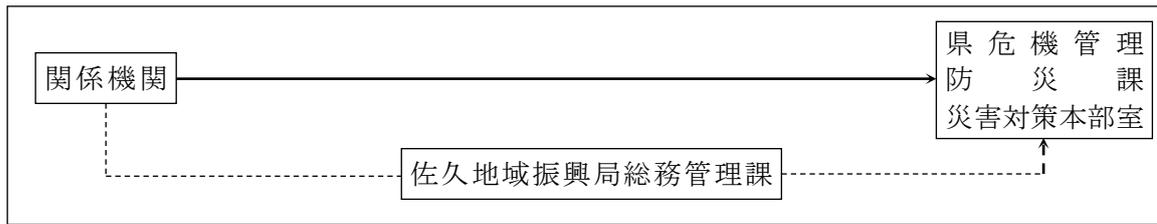
イ 文化財



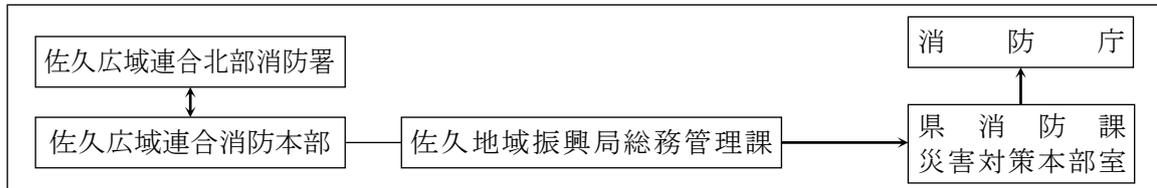
(15) 町有財産の被害状況報告



(16) 公益事業関係被害



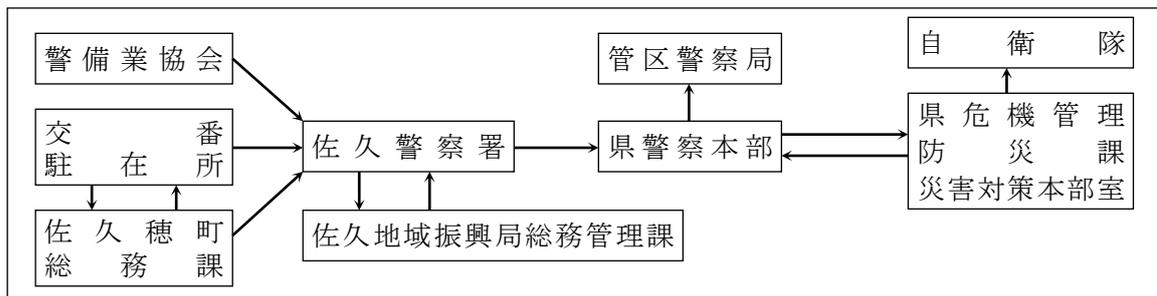
(17) 火災即報



(18) 火災等即報（危険物に係る事故）

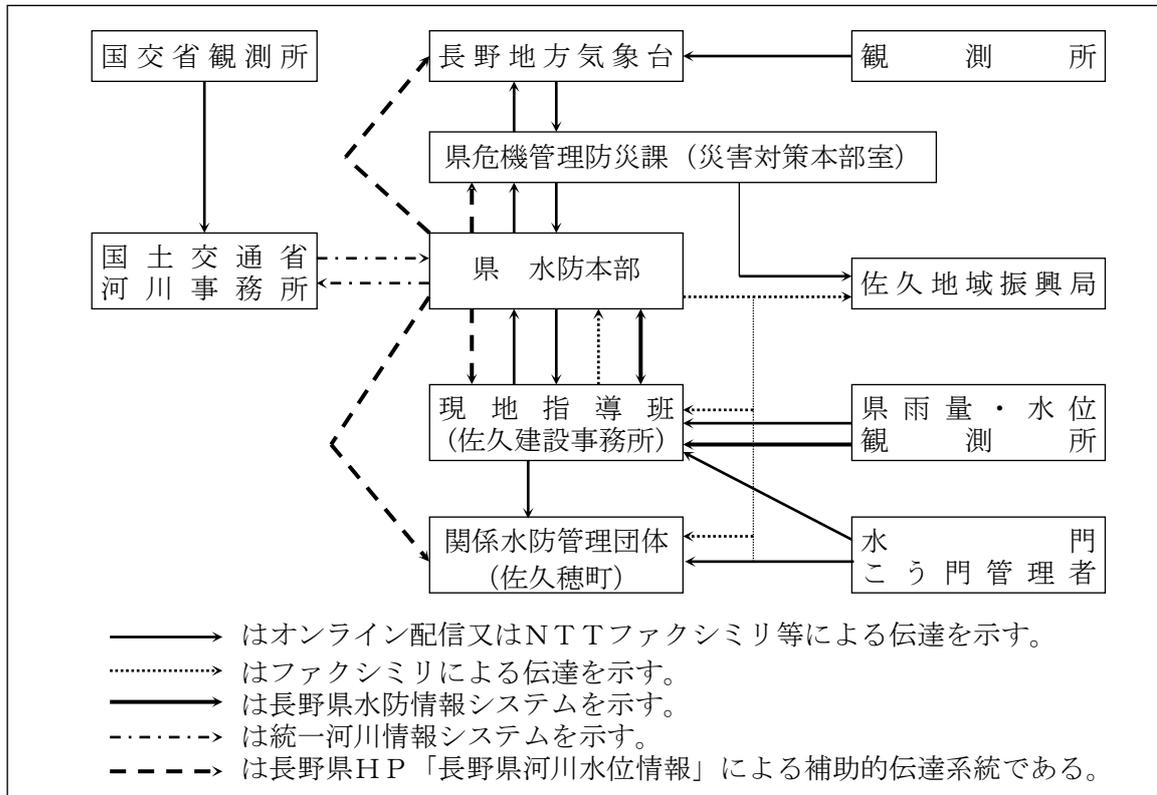


(19) 警察調査被害状況報告



(20) 水防情報

雨量・水位の通報



第4節 広域相互応援活動

総務課

災害時において、その規模及び被害状況等から佐久穂町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、町は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する（別図1参照）。

なお、町が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、町の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。

また、他市町村が被災し、町が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

1 応援要請

(1) 町長が行う応援要請（消防以外に関する応援要請）

ア 他市町村に対する応援要請（別図2参照）

町長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的であるなど、必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料5-1参照）に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請し、その旨を知事に連絡する。

応援を要請する際は、次の事項を明確にしておく。

- (ア) 応援を求める理由及び災害の状況
- (イ) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- (ウ) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- (エ) その他必要な事項

※ 要請を受けたブロックの代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は、被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

※ 大規模災害時の非常事態と判断される市町村へは、自動的にブロックの代表市町村

が先遣隊を派遣する。

※ 被災した市町村は、先遣隊に対し、必要な情報を提供する。

※ ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣を行うことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

イ 県に対する応援要請等

町長等は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

ウ 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

町長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

(2) 消防に関する応援要請

ア 県内市町村に対する応援要請

町長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であるなど、必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定書」（資料5-3参照）に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

イ 他都道府県への応援要請

町長は、この「長野県消防相互応援協定書」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

(ア) 緊急消防援助隊

(イ) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援

(ウ) その他、他都道府県からの消防の応援

2 応援体制の整備

(1) 情報収集及び応援体制の整備

町（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(2) 指揮

応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

(3) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ

場合も想定した職員等の交替について留意する。

(4) 自主的活動

応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ、連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

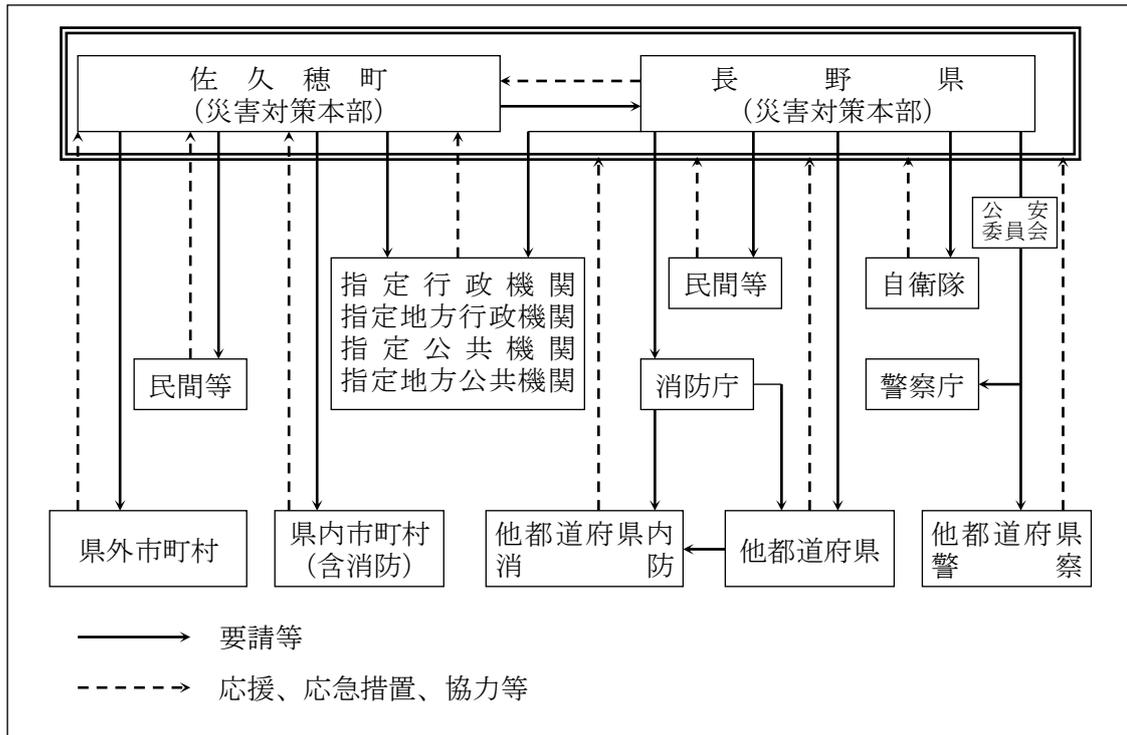
3 受援体制の整備

町は、円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくとともに、受援計画を作成し、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。

4 経費の負担

- (1) 国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

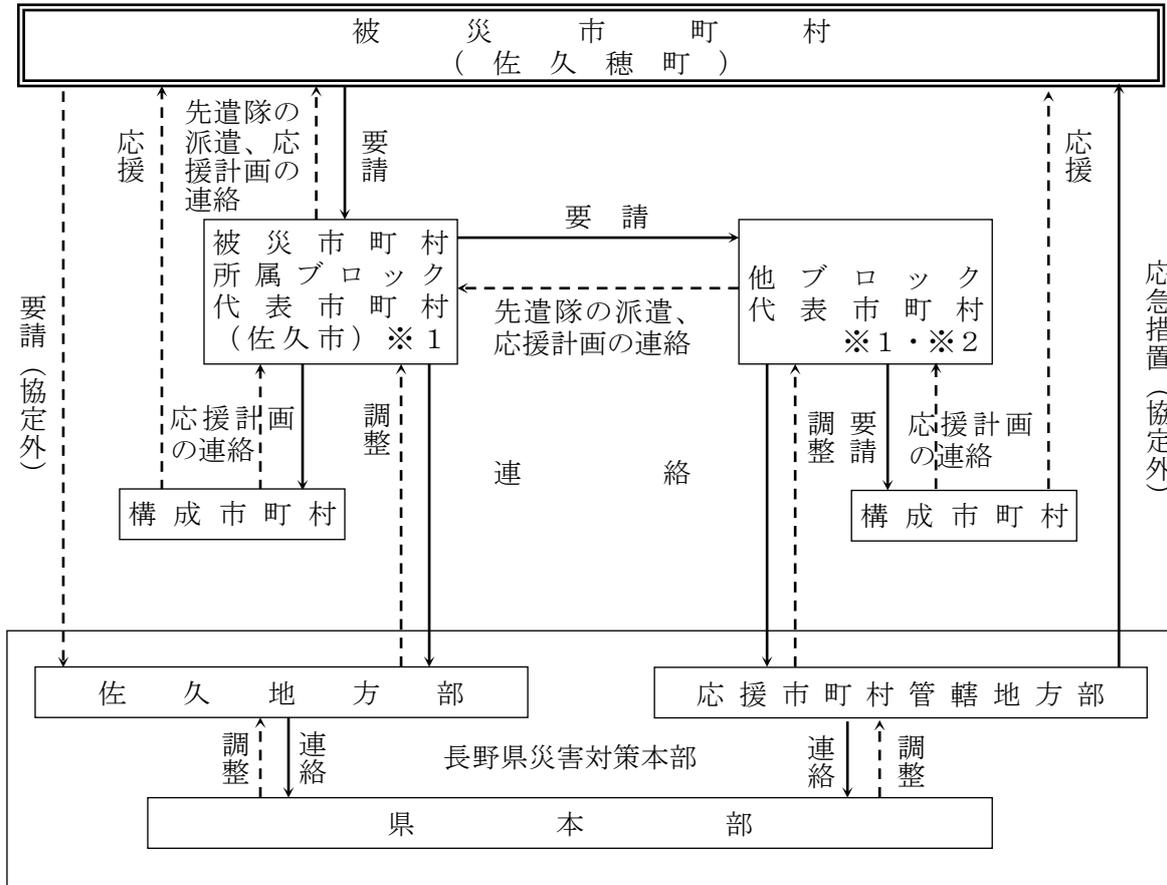
(別図1) 広域相互応援体制



(別図2)

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く。)



※1 第2順位以降の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定。

※2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせをあらかじめ定める。

総務課

第5節 ヘリコプターの運用計画

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、町は県の協力を得て、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

1 出動手続の実施

- (1) 消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

ヘリコプター選定基準

種 類	機 種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	アグスタAW139	17	○		○	○
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○	
ドクターヘリ		6				

- (2) ヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。急を要する場合は口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。

- ア 災害の状況と活動の具体的内容（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
- イ 活動に必要な資機材等
- ウ ヘリポート及び給油体制
- エ 要請者、連絡責任者及び連絡方法
- オ 資機材等の準備状況
- カ 気象状況
- キ ヘリコプターの誘導方法
- ク 他のヘリコプターの活動状況
- ケ その他必要な事項

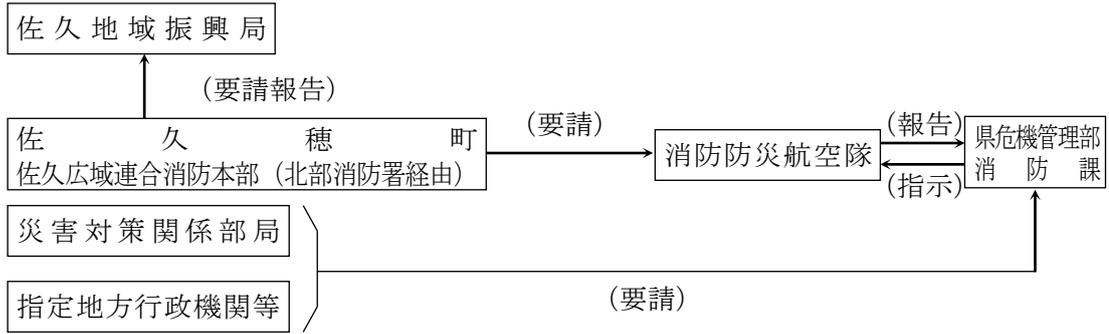
- (3) 自衛隊の派遣要請手続については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。

- (4) ヘリコプター要請手続要領

前記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続は次のとおりである。

- ア 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

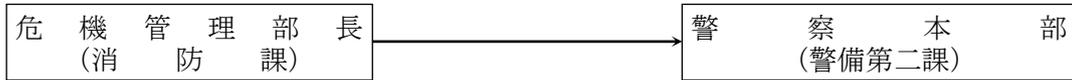


※ 連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）

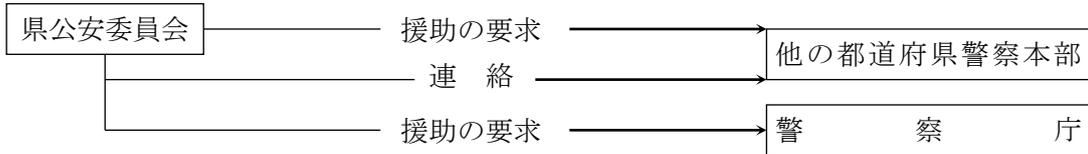
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

イ 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。



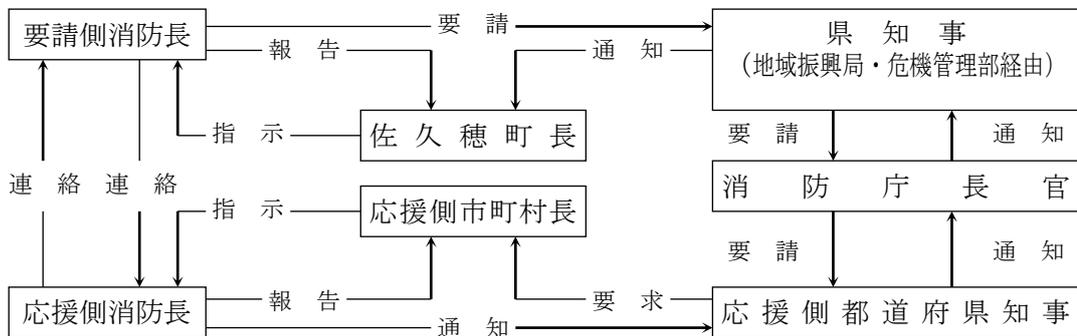
また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。



ウ 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

(ア) 広域航空応援要請手順



(イ) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

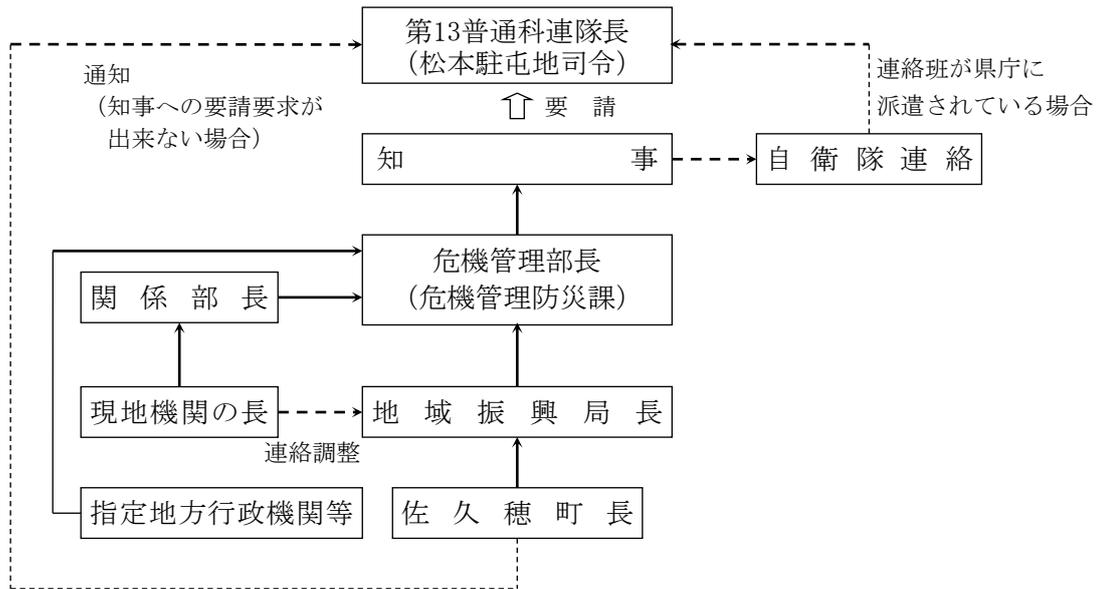
- a 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

b 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

エ 自衛隊ヘリコプター



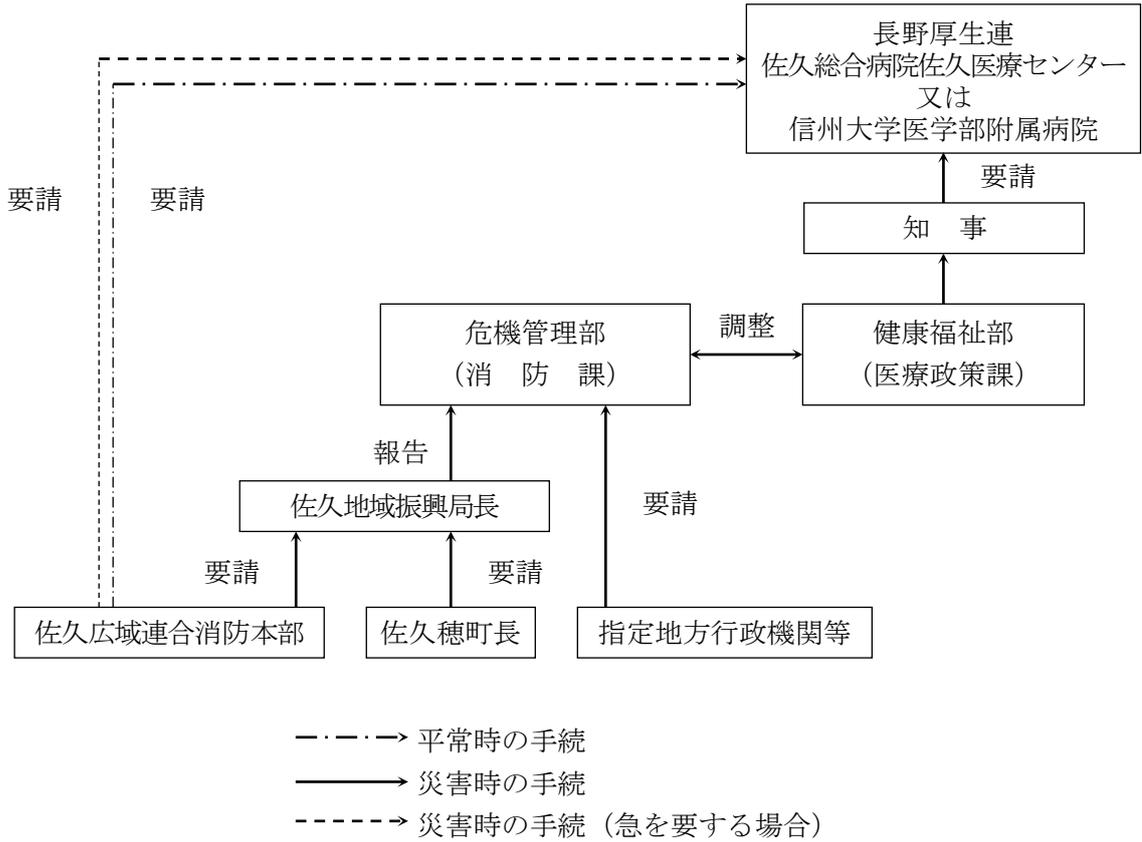
オ 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請する。



カ ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野県厚生連佐久総合病院又は国立大学法人信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



2 受入体制の整備

- (1) 県と連携して適切なヘリポート（資料8-1参照）を選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置をとる。
- (2) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び受入先病院等について手配する。
- (3) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて、機長等との連絡に当たる。

第6節 自衛隊の災害派遣

総務課

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策基本法第68条の2に基づき、町長は県知事に対し、災害派遣の要請をすることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、町は、派遣部隊及び県と密接に連絡調整を行う。

1 派遣要請

(1) 要請の要件

ア 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

イ 緊急性

差し迫った必要性があること。

ウ 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

(2) 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助
遭難者等搜索救助	死者、行方不明者、傷者等の搜索、救助
水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等
消防活動	消防車、航空機、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	損壊及び障害物の啓開・除去
応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送
給食及び給水、入浴支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援

救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	自衛隊の能力で対処可能なもの

(3) 派遣要請手続・系統(後掲参照)

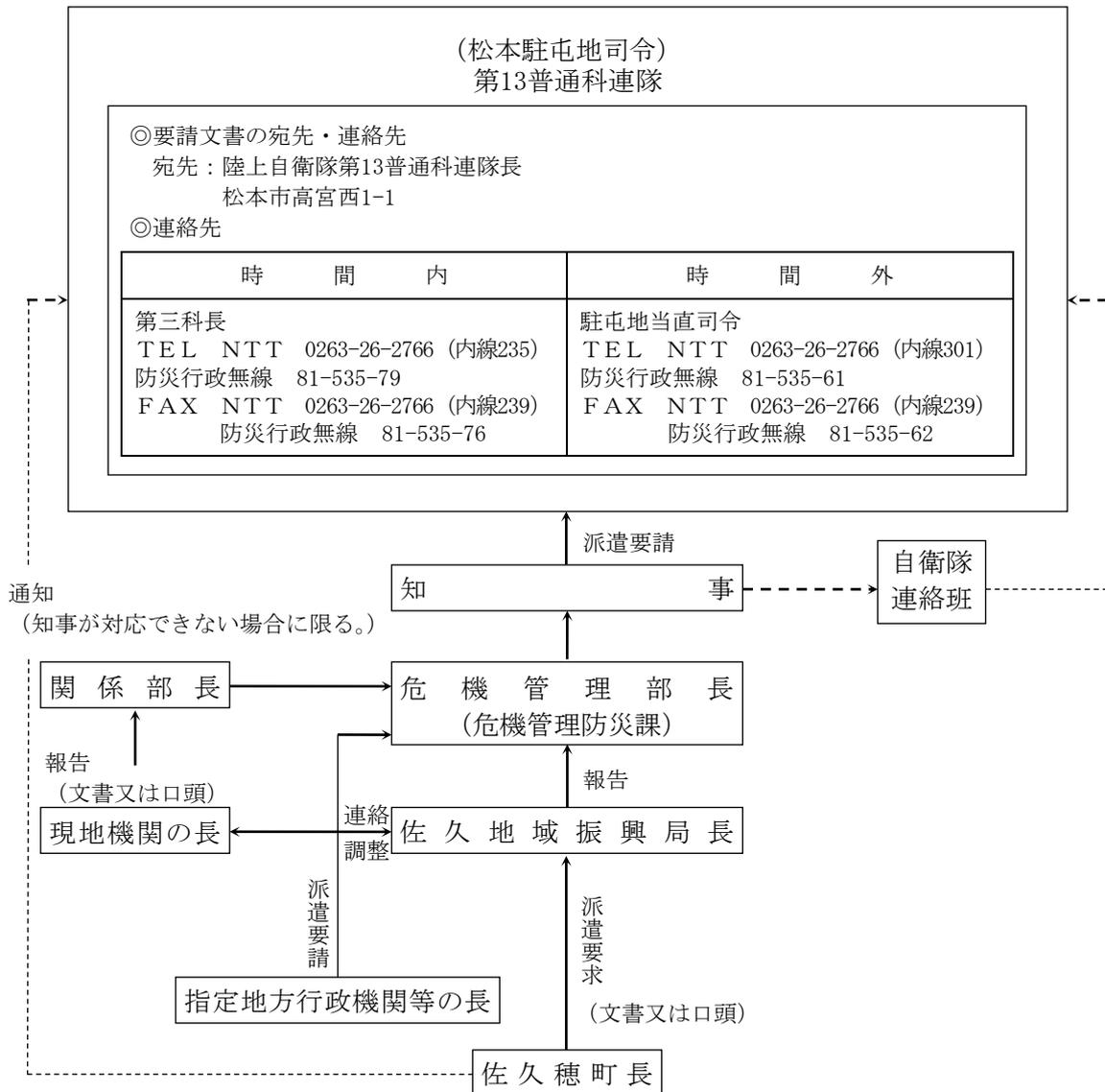
- ア 町長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって佐久地域振興局長に派遣要請を求める。
- イ 町長は、アにより口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに佐久地域振興局を通じ文書による要請処理をする。
- ウ 町長は、アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

(4) 派遣要請理由等

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間、人員
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
- オ ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、本町のヘリポート(資料8-1参照)

派遣要請の手続系統（通知・連絡先）



2 派遣部隊の活動

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊の長と密接な連絡調整が行われるよう次により区分している。

区 分	総括連絡調整者	現地連絡調整者
県災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
県災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
県現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

- (1) 町が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
- (2) 町長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と町及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。

- (3) 町は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

3 派遣部隊の撤収要請

町長は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として町が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要した経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

第7節 救助・救急・医療活動

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

1 救助・救急活動

- (1) 佐久広域連合消防本部（北部消防署経由）、佐久警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。
- (2) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。
- (3) 災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

〔住民及び自主防災組織〕

住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断も予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 医療活動

- (1) 関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、町内医療機関等の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては次の医療救護活動等を行う。
 - ア 負傷の程度の判定
 - イ 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
 - ウ 救急処置の実施
 - エ 救急活動の記録
 - オ 遺体の検案
 - カ その他必要な事項

また、必要に応じて、県、隣接市町村、医師会等に協力を要請する。

- (2) 管内の適当な場所に救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症

の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

- (3) 医療機関における受入可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

- (4) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

- (5) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

〔医療機関〕

佐久穂町立千曲病院は、医療救護班を編成し、医療救護（巡回診療を含む。）を実施する。

〔住民〕

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日ごろから認識を深めるとともに、被災時は、感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心がける。

第8節 消防活動

総務課

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

1 消火活動関係

(1) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、佐久広域連合消防本部（北部消防署経由）と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

(2) 情報収集

火災発生状況、人的被害状況、県警・道路管理者と連携した道路状況等の災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び住民に必要な情報の提供を行う。

(3) 応援要請等

ア 町長は、佐久広域連合消防本部（北部消防署経由）と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測される場合は、「長野県消防相互応援協定書」（資料5-3参照）に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。

イ 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

ウ 町長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊の災害派遣」により派遣要請を求める。

2 救助・救急活動関係

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されることから、住民等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

〔住民、事業所及び自主防災組織等〕

(1) 出火防止、初期消火活動等

住民は災害時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気使用器具は直ちに使用を中止し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出

火防止を図る。

(2) 救助・救急活動

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関に協力する。

特に、交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救急・救助活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

第9節 水防活動

風水害時は、河川の増水等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、町は、消防団等を出動させ、必要に応じて近隣市町村等の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防対策を実施し、被害の軽減を図る。

1 消防団の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法（昭和24年法律第193号）第16条の規定による水防警報等を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、活動する。

2 重要水防区域

水害の発生が特に予想される区域は資料1－9のとおりである。

3 監視警戒活動

町は、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

4 通報・連絡

監視・警戒活動によって、異常箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等に通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

5 水防活動の実施

町長は、決壊箇所及び危険箇所に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合においては、必要に応じて民間業者等の協力を得る。

6 水防資機材の調達

- (1) 水防活動中、資機材に不足を生じた場合はあらかじめ定めた資機材業者（資料6－1参照）及び水防倉庫等から調達する。
- (2) 町長は、水防活動に当たり、資機材に不足が生じ、又は、調達できないときは、県の所管する資機材・車輛を借用する。

7 応援による水防活動の実施

- (1) 町長は、佐久広域連合消防本部（北部消防署経由）と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、「長野県消防相互応援協定書」（資料5－3参照）に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。
- (2) 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

- (3) 町長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊の災害派遣」により派遣を求める。
- (4) 町長は、他の地方公共団体の応援を申請するときは、必要とする応援内容、資機材、人員、配置場所及び連絡調整担当者、指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。
また、待機場所の確保、食料の供給等の後方支援についても、必要に応じて応援側地方公共団体の到着までに整える。
- (5) 町長は、他の水防管理者から、水防のための応援を求められたときは、できる限りその求めに応じ、速やかに応援体制をとる。その際、応援職員等は、必要に応じ、被災地到着後72時間は自給自足できる体制をとる。

8 水防信号

水防信号は、水防法施行細則（昭和26年5月17日規則第42号）の規定に基づき、次により行う。

信号の種類	説 明
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

信 号	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止○休止○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止-○-休止-○-休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止-○-休止-○-休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○-休止-○-休止

- ・信号は、適宜の時間継続する。
- ・必要がある場合は、警鐘信号及びサイレン信号を併用する。
- ・危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

〔水門等の管理者〕

水門等の管理者は、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行う。

特に、施設からの放流の操作に当たっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に

通報する。

(1) 洪水警戒時における措置

予測降雨量等の情報を収集し、事前放流等の必要な措置をとる。

(2) 洪水時における措置

洪水時には、下流の水位の急激な変動を生じないように、洪水を調節するなど、的確な操作を行う。

(3) 緊急時の措置

施設に破損の危険が生じた場合等は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報する。

第10節 要配慮者に対する応急活動

総務課 健康福祉課 産業振興課
教育委員会

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、町及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

1 避難受入活動

町は、関係機関と相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講ずる。

(1) 高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時行うとともに、災害の状況によっては、臨時災害放送局の開設を検討する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

町は、避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

(3) 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、又は通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

ア 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障害者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

イ 避難所における物資の確保及び提供

車いす等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて

迅速に行う。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

エ 外国籍住民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や指定避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。

オ 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

〔関係機関〕

(1) 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受入れ等について、町から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(2) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

2 在宅者対策

町は、災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(1) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、定期的な訪問体制を確立する。

(2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

(3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

3 応急仮設住宅等の確保

町は、要配慮者向けの応急仮設住宅について、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

4 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集

中的に必要なことが考えられる。

このため、町は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、町の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行う。

なお、他市町村等から応援要請があった場合には、可能な限り協力するよう努める。

第11節 緊急輸送活動

総務課 建設課

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

1 輸送路確保のための交通規制

町の管理する道路において、災害が発生し、交通規制の必要が生じたときは、所定の道路標識及び標示板を設置し、交通の安全を図るとともに、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を佐久警察署長に通知する。

(1) 実施区分

区 分	事 項
道路管理者 国 道 国土交通大臣 県管理国 知 事 道、県道 町 道 町 長	1 道路の破損、全壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
警 察 公 安 委 員 会 官 警 察	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資を緊急輸送する必要があると認められたとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められたとき。

		3 道路の損壊、災害の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
--	--	--

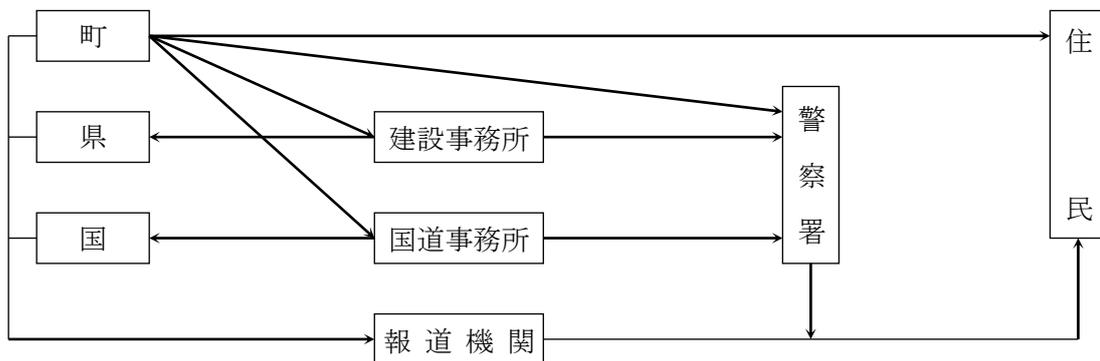
(2) 規制標識

ア 規制標識は道路法第45条（道路標識の設置）及び災害対策基本法施行規則第5条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）による。

イ 標識には禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路等を明示する。

(3) 規制の報告

ア 規制時における通報系統は次のとおりとする。



イ 報告、通知内容は禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路の有無等とする。

2 輸送路確保のための応急復旧

(1) 応急復旧に当たっては、佐久建設事務所、長野国道事務所上田出張所等の関係機関と連絡協議し、優先順位を設定してできる限り早期の輸送路確保を行う。

(2) 輸送路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各指定避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

(3) 輸送路が使用不能となった場合は、町道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。

3 輸送手段の確保

(1) 輸送車両の確保

町は、効率的な輸送体制を確保するために、災害対策本部各部との連絡・調整を行い、町有車両の活用を最大限図るとともに、運転手を確保する。

(2) 応援要請

ア 町は、車両が不足する場合又は災害の状況によりヘリコプターによる輸送が必要な場合は、直ちに県に対して応援を要請する。

また、必要に応じて町内の輸送業者等に要請して、車両及び人員を確保する。

イ 要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡する。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認事務は、県（知事）及び県警察（公安委員会）において行い、標章（別記様式）及び確認証明書の交付は、地域振興局や警察署、検問所等において行う。

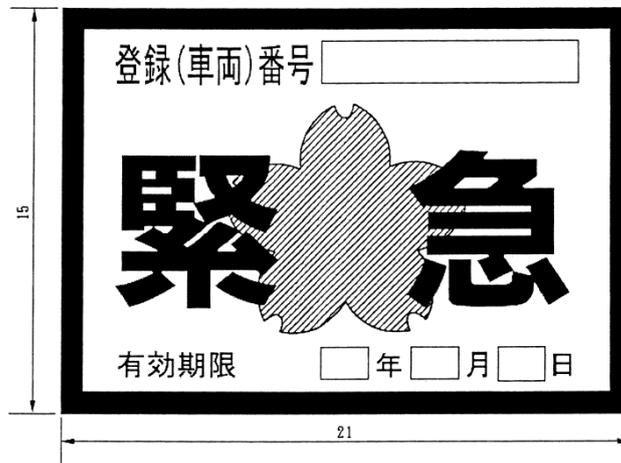
ア 事前届出済証の交付を受けてある車両の取扱い

災害発生後に緊急通行路が指定された際、地域振興局や警察署、検問所等において事前届出済証を提示し、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

イ 事前届出済証の交付を受けていない車両の取扱い

緊急通行車両の確認を地域振興局や警察署等において申請し、確認審査後、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

(別記様式)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4 輸送拠点の確保

- (1) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地である市町村が当たることを原則とし、運営に当たっては、町と県は密接に連携する。
- (2) 町は、各指定避難所での必要物資につき、物資輸送拠点（資料 8-1 参照）と連携を密にする。なお、ヘリポートは、資料 8-1 のとおりである。

第12節 障害物の処理活動

建設課

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保する。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

1 障害物の除去処理

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(1) 優先順位

緊急輸送道路を優先して行う。また、危険なもの、通行上支障のあるもの等から先に収集・運搬する。

(2) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(3) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。

(4) 放置車両等の移動等

ア 町管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

イ 運転者がいない場合等においては、町が車両の移動等を行う。

(5) 応援協力体制

ア 町に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

イ 町単独での実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

2 除去障害物の集積、処分方法

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(1) 集積場所の確保

ア 障害物の一時集積場所を確保し、損壊した建物の残骸等持ち運びの困難なものを運搬し、集積する。その際、再び人命、財産に被害を与えるなど、事後の支障が起こらないよう配慮して行う。

イ 除去した障害物の保管場所は、盗難等の危険のない場所を選定し、保管を始めた日から

14日間、その工作名等を公示する。

(2) 障害物の処理

ア がれきの粉砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。また、アスベスト等の有害廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)等の規定に基づき、適正な処理を進める。

イ 障害物の処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(3) 応援協力体制

ア 町に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

イ 町単独での実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

3 労働力等の確保

障害物の除去、集積及び処分については、町内指名参加業者等に対し、労働力及び資機材の供給について協力を要請する。

第13節 避難受入及び情報提供活動

総務課 住民税務課 健康福祉課
建設課 教育委員会

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難受入対策を実施する。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、町内には、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮する。

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

災害時に、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。

また、要配慮者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、町は、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発令する。

(1) 高齢者等避難、避難指示の実施機関、根拠等

ア 高齢者等避難の伝達、避難指示（以下「避難指示等」という。）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、警戒レベルの発表と併せて、危険が近づいたことなどがだれにでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。

実施事項	機関等	根拠	対象災害
高齢者等避難	災害対策本部長 (町長)	災害対策基本法第56条	災害全般
	災害対策本部長 (町長)	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり

避 難 指 示	警 察 官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災 害 全 般
	自 衛 官	自衛隊法第94条	災 害 全 般
	知事又は町長	原子力災害対策特別措置法第26条	原 子 力 災 害
緊 急 安 全 確 保	災害対策本部長 (町 長)	災害対策基本法第60条	災 害 全 般
	知 事	災害対策基本法第60条	災 害 全 般
	警 察 官	災害対策基本法第61条	災 害 全 般
指定避難所の開設、 受入	災害対策本部長 (町 長)		

イ 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における災害対策本部長（町長）の事務を、災害対策本部長（町長）に代わって行う。

ウ 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行う。

(2) 避難指示等の意味

ア 「高齢者等避難」

災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。

イ 「避難指示」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立ち退きを指示することをいう。

ウ 「緊急安全確保」

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。

(3) 避難指示等の区分

町は、別に定める「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示等を発表す

る。避難指示等の区分は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)		
警戒 レベル	状況	住民がとるべき 行動	避難情報等	防災気象情報（警戒レベル相当情報）		
				浸水の情報 (河川)	土砂災害の情報 (雨)	
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~						
4	災害のお それ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4相当	氾濫危険情報	土砂災害 警戒情報
3	災害のお それあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況 悪化	自らの避難行動を 確認	大雨・洪水 注意報	2相当	氾濫注意情報	—
1	今後気象 状況悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報	1相当	—	—

(4) 措置及び報告、通知等

ア 町長の行う措置

(ア) 高齢者等避難

災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が危険な場所から避難すべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令する。

- a 長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- b 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- c 河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域

また、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかける。

(イ) 避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令する。

- a 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等）
- b 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫危険情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- c 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域
- d 河川が氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される地域
- e 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- f 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- g 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- h 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- i 避難路の断たれる危険のある地域
- j 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- k 酸素欠乏若しくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

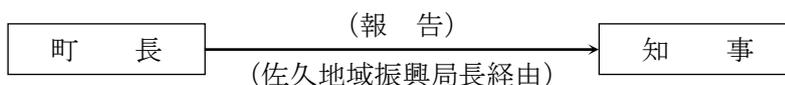
(ウ) 緊急安全確保

居住者等が身の安全を確保するために立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立ち退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、緊急安全確保を発令する。

- a 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- b 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

なお、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

(エ) 報告（災害対策基本法第60条等）



（報告様式は第6編様式編参照）

※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告

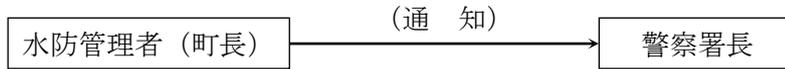
する。

イ 水防管理者（町長）の行う措置

（ア） 指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

（イ） 通知（水防法第29条）



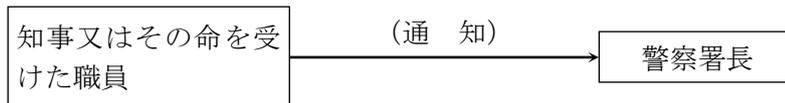
ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

（ア） 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

（イ） 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



エ 警察官の行う措置

（ア） 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署ごとに調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- a 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- b 町関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- c 町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。
- この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- d 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。
- e 避難のための指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定

し、避難場所へ避難誘導を行う。

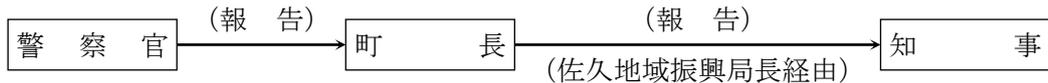
g 避難誘導に当たっては、避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

h 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

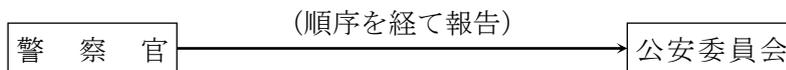
i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(イ) 報告、通知

a 上記(ア) cによる場合 (災害対策基本法第61条)



b 上記(ア) dによる場合 (警察官職務執行法第4条)

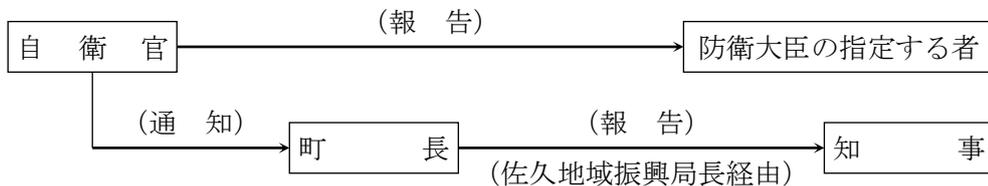


オ 自衛官

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に限り「エ(ア)警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告 (自衛隊法第94条)



(5) 避難指示等の時期

上記(4)アに記載する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

(6) 避難指示等の内容

避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にする。

- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 避難情報の種類
- エ 避難対象地域及び対象者
- オ 指定避難所
- カ 避難の時期・時間
- キ 避難すべき理由
- ク 住民のとるべき行動や注意事項

ケ 避難の経路又は通行できない経路

コ 危険の度合い

(7) 住民への周知

ア 避難指示等の発令者は、速やかにその内容を町防災行政無線、メール配信サービス等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

イ 町長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等により周知する。

ウ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、町長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

エ 町は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、避難情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

避難指示等の伝達は、本章第26節「災害広報活動」の定めるところにより、実施する。

(8) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

町は、避難指示等を発表したときには、直ちに民生・児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

(9) 町有施設における避難活動

災害時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

ア 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

イ 避難指示等が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 実施者

ア 町長、町職員（災害対策基本法第63条）

イ 消防職員（水防法第21条）

ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）

オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項——町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域の設定とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

ア 避難指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難指示については、その罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

(4) 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を町長に通知する。

### 3 避難誘導活動

(1) 誘導の優先順位

高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

(2) 誘導の方法

ア 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、町が車両、ボート及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

キ 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、町において処置できないときは、町は佐久地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出勤を求める等適切な処置を行う。

町は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

### (3) 避難時の携帯品

避難誘導をする者（各地区ごとの避難誘導については、当該地区の区長を誘導責任者とし、警察官及び当該地区の消防団員を誘導員とする。その他の場合は、町職員等が状況に応じて対応する。）は、避難立退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

## 〔住 民〕

- (1) 住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合にあっては、携帯品は、食料、日用品等必要最小限とする。
- (2) 非常持出し品は、食料（3日分程度）、医薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ、ロープ（1mぐらい）、マッチ、ビニール袋、雨具等を家族構成にあわせて用意し、リュックなどにひとまとめにして、取り出しやすいところに保管しておく。

## 4 避難所の開設・運営

- (1) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る（資料11-1参照）。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (2) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (3) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (4) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (5) 避難所を開設したときは、町長はその旨を公示し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。
- (6) 避難所開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。
- (7) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。
  - ア 避難者
  - イ 住民
  - ウ 自主防災組織

- エ 他の地方公共団体
  - オ ボランティア
  - カ 指定避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者
- (8) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- (9) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。
- (10) 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (11) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。さらに、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。
- (12) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講ずるよう努める。
- (13) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- (14) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (15) 災害の規模、避難者の受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- (16) 指定避難所への受入及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計

画的に生活環境の整備を図る。

ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障害者用携帯便器等の供給等の整備を行う。

イ 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。

ウ 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

(ア) 介護職員等の派遣

(イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(ウ) 病院や社会福祉施設等への受入れ等

エ 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

オ 大画面のテレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

(17) 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し、困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

(18) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(19) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(20) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。

(21) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。

(22) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(23) 町教育委員会及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。

ア 学校等が地域の指定避難所となった場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

イ 学校長等は、指定避難所の運営について、必要に応じ、町に協力する。

なお、町の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入、保護に努める。

ウ 児童生徒の在校時に災害が発生し、地域の指定避難所となった場合、学校長等は、児童

生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。

## 5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

### (1) 広域避難の対応

#### ア 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、町域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

#### イ 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

#### ウ 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡を取り合い、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

### (2) 広域一時滞在の対応

#### ア 協議

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、町域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

#### イ 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。

### 〔運送事業者等の関係事業者〕

#### (1) 活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

#### (2) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡を取り合い、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

## 6 住宅の確保

- (1) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (3) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
  - ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
  - イ 応急仮設住宅の建設のため、町公有地又は私有地を提供する。
  - ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
  - エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- (4) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (5) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- (6) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

## 7 被災者等への的確な情報提供

- (1) 町及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (2) 町は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。
- (3) 町自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。
- (4) 町は、県と連携して、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。生涯学習館（茂来館）においては、FM放送を利用したカーステレオ媒体を使用し、車中泊をしている避難者に対し情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

- (5) 町は、県と連携して、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であること

- にかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切な情報提供を実施する。
- (6) 町は、県と連携し、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。
- (7) 町は、県と連携し、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

## 第14節 孤立地域対策活動

総務課 健康福祉課 建設課

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

町は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、

- (1) 通信手段の確保等による被害実態の早期確認と、ヘリコプターの活用等による救急救助活動の迅速な実施
- (2) 陸上輸送、ヘリコプターの確保等による緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

### 1 孤立実態の把握対策

- (1) 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- (2) 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。

### 2 救助・救出対策

- (1) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- (2) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (3) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣について検討する。
- (4) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

### 3 通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

#### 〔住 民〕

町道、農道、林道等の使用可能な回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努める。

### 4 食料品等の生活必需物資の搬送

- (1) 陸上輸送手段の確保

ア 孤立地域への食料品をはじめとした生活必需物資の輸送のため、迂回路や不通箇所での中継による輸送等、陸上輸送手段の確保を行う。

イ 孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、最低限度の輸送用道路の応急復

旧を実施する。

(2) ヘリコプターの要請

町長は、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、県に対してヘリコプターによる空輸を要請する。

〔住 民〕

孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

5 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

## 第15節 食料品等の調達供給活動

総務課 健康福祉課

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、町や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、食料品等の供給活動に際しては、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

### 1 食料品等の調達

#### (1) 自力での調達

町の備蓄物資により、調達する。

#### (2) 応援要請

ア 町は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給を要請する。その際、管理栄養士等行政栄養関係者の関与のもと、種類及び数量を明示して要請を行う。

イ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

### 2 食料品等の供給

#### (1) 食料供給の対象者

ア 避難所に受け入れた者

イ 家屋が全半壊（焼）流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者

ウ 災害地の応急対策作業に従事する者

エ その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められる者

#### (2) 応急用米穀の供給の目安

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300g

#### (3) 炊き出し予定場所

ア 指定避難所に受け入れた者に対しては、原則として指定避難所とする。

イ その他の場合にあつては、被災者の利便及び輸送等の条件を考慮して決定する。

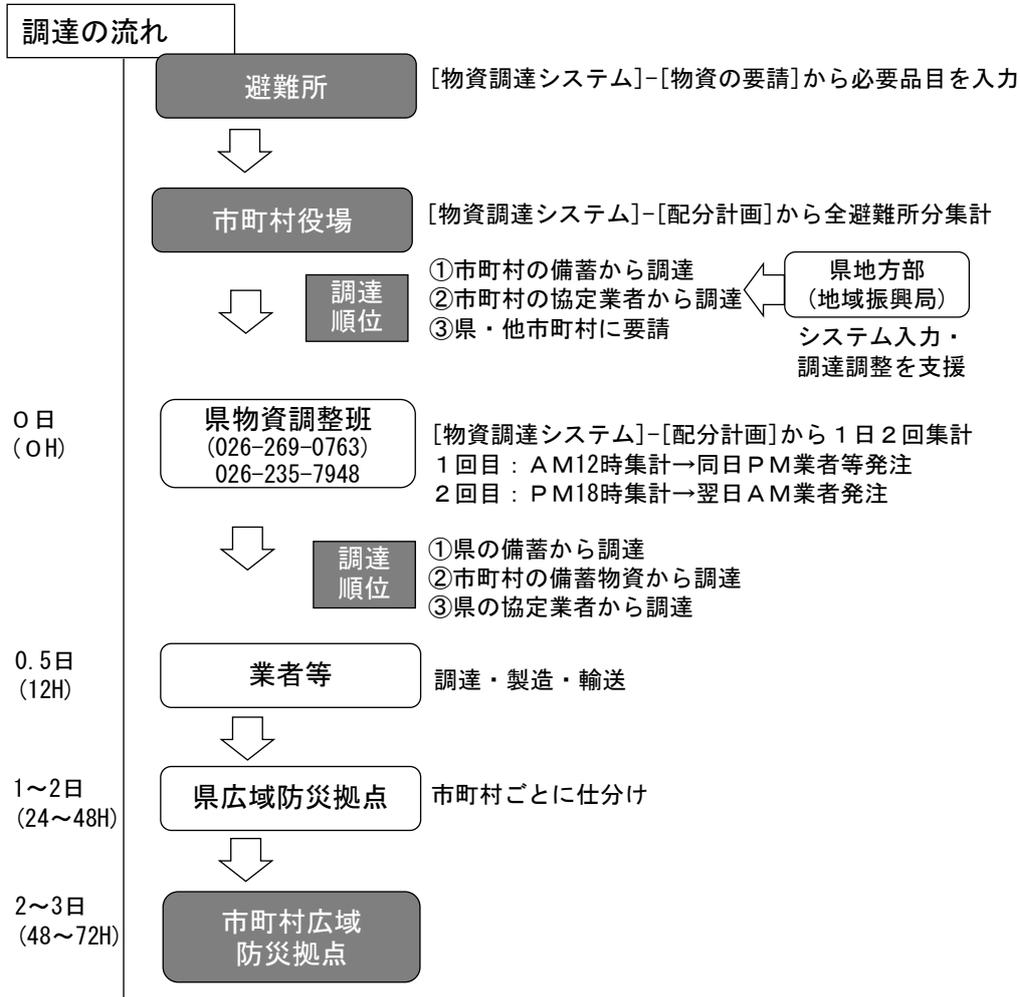
#### (4) 物資の集積場所

調達食料・救援食料は、あらかじめ定められた場所（資料8-1参照）に集積し、需給状況に応じて避難所や炊き出し実施場所等に配分する。

(5) 炊き出し協力団体

炊き出しの実施に当たっては、自治会等の協力を得て行う。

食料品・生活必需品の県への調達要請フロー



**第16節 飲料水の調達供給活動**

建設課

飲料水の調達は、配水池の貯留水及び貯水池、稼動できる水源等より確保された水により行うこととし、町のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、医療機関等を中心に、町において給水タンク等により行い、被災の規模により町での給水活動が困難となる場合には、長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村が給水応援を行う。

**1 飲料水の調達**

- (1) 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- (2) 河川、プール等にろ水器を設置し、飲料水の確保を行う。
- (3) 町のみで対応が困難な場合は、支援要請を行う。

**〔住 民〕**

ポリタンク等給水用具の確保を行う。

**2 飲料水の供給**

- (1) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
- (2) 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- (3) 給水用具の確保を行う。
- (4) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水タンク、給水かん、パック詰め飲料水等により、一人1日3ℓ以上を供給する。
- (5) 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。
- (6) 被災の状況により、町のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。
- (7) 復旧作業に当たり、町指定水道工事業者との調整を行う。
- (8) 住民に対し、町防災行政無線、広報車等により、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

## 第17節 生活必需品の調達供給活動

住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生した場合、一部では避難生活の長期化が予想される。特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、町は、迅速かつ効率的に生活必需品を調達し、被災者に供給する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

### 1 生活必需品の調達

#### (1) 自力での調達

町の備蓄物資により、調達する。

#### (2) 応援要請

災害により、備蓄倉庫が被災し物資が供給できない場合及び町のみでの対応では物資が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料5-1参照）に基づく長野県内市町村に対する要請

イ 「災害時における応急生活物資供給等に関する協定書」（資料5-8参照）に基づく生活協同組合コープながのに対する要請

ウ 佐久地域振興局長経由での県に対する要請

### 2 生活必需品の供給

#### (1) 給付の基準

ア 災害の規模、被害の状況等が災害救助法の基準に準ずるとき。

(ア) 住家が滅失したもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

イ その他町長が必要と認めるとき。

#### (2) 給付品目等

生活必需品の各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

#### (3) 物資の保管、仕分け及び配給

ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所（資料8-1参照）に集積し、関係区及び日赤奉仕団、NPO・ボランティア等の協力を得て仕分けする。

イ 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分に配慮する。

**第18節 保健衛生、感染症予防活動**

住民税務課 健康福祉課 千曲病院

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、管理栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。

**1 保健衛生活動**

- (1) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。
- (2) 避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化、生活再建等の不安等により、被災者が精神的不調を引き起こすことが考えられるので、町は、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。
- (3) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (4) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

**〔関係機関〕**

- (1) 医師会等は、行政との連携の下に、医療情報等の速やかな提供に努める。
- (2) 看護協会等は、行政との連携の下に、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。
- (3) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携の下に、食品衛生指導、栄養指導、炊き出し等を行うよう努める。

**〔住 民〕**

- (1) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
- (2) 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

**2 感染症予防対策活動**

- (1) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を結成するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。
- (2) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材、薬剤等の確保を図る。

消毒用薬剤及び資材等については、通常使用されるものの保管をするとともに、非常時に備えて、購入薬局等を把握しておく。

- (3) 感染症発生の予防のための組織を設け、速やかな感染症予防活動が開始できるように

し、県が実施する対策と一体的活動を行う。

- (4) 感染症の発生を未然に防止するため、佐久保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。

また、避難所の施設管理者を通して、衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

- (5) 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。

- (6) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。

- (7) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、佐久保健福祉事務所を経由して県へ報告する。

- (8) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、佐久保健福祉事務所を経由して県に提出する。

- (9) 災害感染症予防活動完了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、佐久保健福祉事務所を経由して県に提出する。

#### 〔住 民〕

町の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。また、避難所においては、町の指導の下、施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

## 第19節 遺体の搜索及び対策等の活動

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、町が県警察本部、消防機関等の協力の下に実施する。

また、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その対応を遅滞なく進める。

### 1 行方不明者等の搜索

- (1) 行方不明者の搜索は、警察、消防団を中心とし、地域住民の協力を得て搜索活動を行うとともに、搜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に受け入れる。
- (3) 町は、県に対して、搜索の対象人員及び搜索地域等、搜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊の派遣要請について知事に依頼する。

### 2 遺体の収容及び対応

- (1) 遺体の収容
  - ア 町は、遺体を搬送し一定の場所に安置する。遺体の安置所は、被災現場付近の公共建築物又は寺院等の適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。
  - イ 遺留品等を整理する。
  - ウ 遺体の保存についての棺、ドライアイス等の確保については、「長野県市町村災害時相互応援協定書」(資料5-1参照)等に基づき、県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。
- (2) 遺体の対応等
  - ア 町は、警察及び医療機関等の協力を得て、遺体の検案(医師による死因その他の医学的検査)を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。
  - イ 町は、県及び警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。
- (3) 身元不明遺体の対応
  - ア 身元不明の遺体については、町が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。
  - イ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。
  - ウ 外国籍住民の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の対応について協議する。

### 3 遺体の埋火葬

- (1) 町は、火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。
- (2) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋火葬を行う。

また、遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、町が埋火葬を行う。

- (3) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋火葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋火葬する者に支給する。
- (4) 火葬場が不足し管内での火葬ができないと判断される場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」により、他ブロック構成市町村等に対して応援を要請する。

#### 火 葬 場

名 称	所 在 地	処 理 能 力
佐久広域連合（佐久平斎場）	佐久市長土呂875-1	7基 1時間45分／体

#### 4 応援要請

町は、遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の対策に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。

## 第20節 廃棄物の処理活動

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

町におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

### 1 廃棄物の除去

#### (1) 廃棄物除去の対象

災害時における廃棄物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川の氾濫、護岸の決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

#### (2) 廃棄物除去の方法

- ア 町は、災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- イ 町は、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- ウ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

#### (3) 資器材、人員の確保

町はスコップ、ロープその他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達する。

#### (4) 除去した廃棄物の集積場所

- ア 町は、次の要件を満たすような場所を選定し、廃棄物を集積する。
  - (ア) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
  - (イ) 道路交通の障害とならない場所
  - (ウ) 盗難の危険のない場所
- イ 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

### 2 ごみ、し尿処理対策

町は、被災地における衛生的環境を確保するため廃棄物の処理活動を行う。

- (1) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて、廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- (2) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて、リース業者等の協力を得て仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。この場合、高齢者、障害者

等いわゆる要配慮者に対しても配慮し、町内で仮設トイレの供給が不足する場合は、県又は他市町村に調達・供給について要請し確保に努める。

- (3) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- (4) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。
- (5) 収集に当たっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平常時の分別区分による収集に努める。
- (6) 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後、速やかに佐久地域振興局へ報告する。

### 3 住民への広報

- (1) 町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、住民に対し、次の対応をとるよう広報を行う。
  - ア 町が定める仮置場及び収集日時に従ってごみを搬出する。
  - イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
- (2) 速やかにし尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう広報する。

#### 〔住民〕

住民は、災害により発生したごみを町が指定した場所に搬入する。搬入に当たっては、分別区分等、町が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力する。

#### ごみ処理施設及びし尿処理施設

種 別	名 称	所 在 地	処 理 能 力
ごみ	佐久穂町清掃センター	佐久穂町大字畑5690	仮置場（鉄・プラスチック等）
ごみ (可燃物委託)	イー・ステージ(株)	小諸市大字平原309-1	埋立容量 7,000m ³
し尿	佐久平環境衛生組合	佐久市鍛冶屋477	150kℓ /日

### 4 近隣市町村への応援要請

町長は、廃棄物及びし尿等の処理業務が不可能又は困難な場合には、近隣市町村に対して応援を要請する。

**第21節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動**

総務課 産業振興課

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、警察における災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

**1 社会秩序の維持**

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を取締り、検挙する必要がある。

**2 物価の安定、物資の安定供給**

- (1) 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売り惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

**〔住 民〕**

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

**〔企業等〕**

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

## 第22節 危険物施設等応急活動

風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

### 1 共通事項

風水害等発生時において、町は、県及び佐久広域連合消防本部と連携し、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

#### (1) 災害時における連絡

危険物施設等において災害時における関係機関との連絡体制を確立する。

#### (2) 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散、漏洩、流出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量及びその流出先の把握に努める。

#### (3) 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

#### (4) 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

#### (5) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

#### (6) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の都道府県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

### 2 危険物施設等応急対策

危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びそのおそれがあるときは直ちに佐久広域連合消防本部（北部消防署経由）に通報する。

#### (1) 情報収集

危険物施設の被害状況に関する情報収集をし、火災、爆発、流出及びそのおそれ等を把握する。

(2) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の関係者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命ずる。

(3) 危険区域の設定等

危険物の流出、火災等により周辺住民に被害が及ぶと予想される場合は、危険区域を設定し、当該区域内の住民の避難、誘導等の措置をとるとともに当該区域内への人及び車両の立入を禁止する。

(4) 資機材の手配

化学消火薬剤、油吸着材等の応急資機材の手配をする。

(5) 災害時における連絡

災害の情報を把握したときは、県消防課（地域振興局経由）へ通報するとともに、必要に応じ、警察等関係機関へ通報する。

(6) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握に努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 消防機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防機関に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、長野県消防相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

**3 高圧ガス施設応急対策**

施設にガスの漏えいや、火災等の災害が発生した場合は、県、消防機関等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

- (1) 高圧ガス貯蔵施設等においてガスの漏えい、火災等が発生したときは、施設の管理者、従業員とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。
- (2) 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

**4 液化石油ガス施設応急対策**

災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、県を通じて(一社)長野県LPガス協会に要請する。

また、県及び佐久広域連合消防本部（北部消防署経由）と協力して、関係機関、住民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

**5 毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策**

- (1) 毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏えい、流出等により、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の責任者は、直ちに的確な情報を保健福祉事務所、警察又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。
- (2) 周辺住民に対して緊急避難の広報活動を行う。
- (3) 飲料水汚染のおそれのある場合は、下流の水道取水地区担当機関及び井戸水使用者、水利権者等への通報を行う。

**〔佐久広域連合消防本部（北部消防署経由）〕**

- (1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止措置、危険区域の設定及び立入禁止、避難誘導等の措置を行う。
- (2) 中和剤、吸収剤等の使用により、毒物劇物の危害除去を行う。

**〔営業者及び業務上取扱者〕**

- (1) 災害後、直ちに貯蔵設備等の応急点検及び必要な措置を講ずる。
- (2) 防災関係機関へ事故発生状況、応急措置等の連絡を行う。
- (3) 毒物劇物の漏えい、流出、拡散等が発生した場合には、中和剤等による中和除毒及び消火作業により、周辺住民の人命安全措置を講ずる。

## 第23節 上水道施設応急活動

建設課

大規模災害等により、長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなどの早期応急復旧のための手段を講ずる。

### 1 応急対策要員の確保

災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、部内における要員の調整をする。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

### 2 応急対策用資機材の確保

応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。

### 3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。
- (5) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。
- (7) 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

### 4 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- (1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み

(3) 水質についての注意事項

〔関係機関〕

指定水道業者は、町が発注する工事に対し、積極的に対応する。

**第24節 下水道施設等応急活動**

建設課

風水害による被害が発生した場合、下水道機能の応急的な確保のため、まず被害規模等の情報の早期収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき応急対策の実施体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

**1 情報の収集、被害規模の把握**

- (1) 「下水道施設台帳」、「農業集落排水処理施設台帳」、「浄化槽台帳」等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、町が管理する下水道施設について、被害箇所及び被害状況を早期かつ的確に把握する。
- (2) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

**2 応急対策の実施体制**

- (1) 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- (2) 被害が甚大である場合には、広域応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を求めらる等の措置を講ずる。

**3 応急対策**

- (1) 管 渠
  - ア 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。
  - イ 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。
- (2) 処理場等
  - ア 停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。
  - イ 処理場等への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。
  - ウ 処理場等での下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。
- (3) 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

(4) 農業集落排水施設

農業集落排水事業担当職員は、下水道施設に準じた各種対策を講ずる。

4 資材等の調達

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、県に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

**第25節 通信施設応急活動**

総務課

災害時において通信は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

関連機関は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

1 防災行政無線等通信施設の応急活動

- (1) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- (2) 通信施設が被災した場合には、町職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- (3) 停電が発生した場合は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (4) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- (5) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

2 電信電話施設の応急活動

町は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)と連携し、各社が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に災害時用公衆電話(特設公衆電話)が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」及びiモード災害用伝言板等のシステム提供が実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。

〔NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)〕

発災時に、被災地の緊急・重要通話を確保するため、早期復旧、臨時回線の作成、災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置、無料公衆無線LAN(Wi-Fi)の設置、携帯電話、携帯電話用充電器(マルチチャージャ)、衛星携帯電話等の貸出し等により、被災者関係の情報提供に努める。

## 第26節 災害広報活動

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、知事、町長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、要配慮者に対して十分配慮するよう努める。

### 1 住民等への的確な情報の伝達

町は、県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、町ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、広報誌等を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、町長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努める。

- (1) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- (2) 二次災害の防止に関する情報
- (3) 避難所・経路・方法等に関する情報
- (4) 医療機関等の生活関連情報
- (5) ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- (6) 交通規制等の状況に関する情報
- (7) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (8) 安否情報
- (9) その他必要と認められる情報

### 2 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合若しくは長期間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際には、災害状況を写真、ビデオ等により取材し、資料の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集等を作成する。

また、緊急を要する事態を記録した災害写真、ビデオ等は、速やかに県に送付する。

### 3 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など、地域の実情に即した相談窓口を設置する。

### 4 報道機関への放送要請

県では、災害対策基本法第57条の規定に基づき、テレビ・ラジオの主要な放送局と「災害時における放送要請に関する協定」を締結している。町長は、報道機関を通じて広報活動を行う必要があると認めるときは、佐久地域振興局を経由して、県に対し、報道機関への放送要請を依頼する。

## 第27節 土砂災害等応急活動

総務課 建設課 産業振興課

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

### 1 危険箇所周辺の警戒監視・通報

#### (1) 土砂災害発生前

町は、土砂災害の発生の兆候が認められる等の実態を把握した場合、その地区の警戒監視体制を強化し、避難対策の早期実施に努める。

#### (2) 土砂災害発生後

町は、土砂災害が発生した場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、二次災害の発生に対処するため、降雨等気象状況の把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意しながら、監視を実施する。

### 2 土砂災害等による被害の拡大防止

#### (1) 土砂災害の拡大防止措置

町は、土砂災害の生じた地区において、降雨継続等により引き続き崖崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等、応急的な再崩壊防止措置を講ずる。

#### (2) 警戒避難体制の確立

##### ア 情報の指示・伝達

町は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民に対し、注意を喚起するとともに、避難指示等の発令・伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により、最優先で伝達する。

##### イ 警戒区域の設定

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域を警戒区域として設定し、関係住民の出入りを制限するとともに、避難措置を実施する。

##### ウ 専門家等の派遣による支援

町は、土砂災害の応急対策を実施する上で、必要がある場合には、県に対し、県職員又は土砂災害の専門家等の派遣要請を行う。

##### エ 避難誘導

町は、本章第13節「避難受入及び情報提供活動」により、危険区域の住民の避難誘導を行う。

### 3 大規模土砂災害対策

町は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、国・県が実施する緊急調査に協力する。また、関係機関からの土砂災害緊急情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の措置を講ずる。

## 第28節 建築物災害応急活動

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

### 1 建築物

- (1) 町が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、町営住宅、町立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。
- (2) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。

- (3) 町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

#### 〔建築物の所有者等〕

- (1) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
- (2) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

### 2 文化財

- (1) 町教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。
- (2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。
- (3) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

#### 〔所有者〕

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとる。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町教育委員会の指導を受けて実施する。
- (4) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や町教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

## 第29節 道路及び橋りょう応急活動

建設課

風水害により道路及び橋りょう等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能の確保のために、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 1 被害状況の把握

道路及び橋りょうの被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、佐久建設事務所、佐久警察署、交通機関等の関係機関及び住民等から情報を収集する。

### 2 交通の確保

- (1) 被害状況について速やかに県に報告し、警察署等関係機関と連携を図りながら迂回道路の選定、交通規制等を行い、交通の確保に努める。
- (2) 路上障害物の除去等により、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。
- (3) 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、交通規制、迂回道路等の情報提供を行う。

### 3 応急復旧

- (1) 佐久建設事務所、長野国道事務所上田出張所等の関係機関と協議し、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保のための応急復旧を最優先に実施する。
- (2) 各避難所までの連絡道路や、孤立地域への輸送道路等の確保を図るため、建設業協会等と協力し、速やかに応急復旧工事を行う。
- (3) 町のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

## 第30節 河川施設等応急活動

風水害による被害を軽減するため、水防活動が円滑に行われるように配慮するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設又はため池が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧を実施する。

### 1 河川施設等応急対策

#### (1) 水防活動の実施

被害の拡大を防止するため、水防上必要な監視、警戒、通報及び水防上必要な資機材の調達等の水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 佐久建設事務所等と密接に連絡をとり、適切な水防活動及び応急復旧対策を実施する。

(4) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

### 2 ため池災害応急活動

(1) 災害の発生によりため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害の実態について把握し、県及び関係機関へ通報する。

(2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

(3) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。この場合、応急対策の実施者が二次災害に巻き込まれないよう努める。

### 3 ダム施設への対応

管理者である、佐久建設事務所との連携の下に、異状等が認められた場合には、住民への周知を徹底する。

**第31節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動**

総務課 建設課 産業振興課

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

町は、被害を最小限に抑えるため、必要な応急活動を行う。

**1 構造物に係る二次災害防止対策**

(1) 町域内の道路及び橋りょうの被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

具体的な対策については、本章第29節「道路及び橋りょう応急活動」を参照のこと。

(2) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置をとる。

**2 危険物施設等に係る二次災害防止対策**

(1) 危険物関係

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、町の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

イ 災害時における連絡

町は、危険物施設において災害時における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

町は、危険物施設の管理権原者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(2) その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、佐久広域連合消防本部（北部消防署経由）と協力して、関係機関等に対して指導を徹底する。

**3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止**

(1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

**4 風倒木対策**

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋りょう等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。

町は、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

## 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

県が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

# 第32節 農林水産物災害応急活動

産業振興課

被害状況の早期・的確な把握に努め、農林水産物被害の拡大防止を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾患の発生・まん延防止のための防除、二次災害防止のため倒壊した立木等の除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

## 1 農水産物災害応急対策

町は、県及び農業団体等と協力して、被害を受けた作物の技術指導を行うとともに、病害虫、家畜疾患の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

- (1) 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を佐久農業農村支援センターに報告する。
- (2) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

### 〔関係機関〕

町等と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

### 〔住 民〕

町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止のため、次の作目別応急対策を実施するとともに、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

#### (1) 水 稲

ア 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病等の防除を行う。

イ 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

ウ 水路等が損壊した場合は、修理し、冠水できるようにするが、冠水不能の場合は、揚水ポンプ等により行う。

#### (2) 果 樹

ア 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。

イ 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。

ウ 果実や葉に付着した泥は、直ちに洗い流す。

エ 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。

(3) 野菜及び花き

ア 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。

イ 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。

ウ 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。

エ 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

(4) 畜産

ア 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。

イ 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って、適期、刈取りに努める。

(5) 水産

養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。

**2 林産物災害応急対策**

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

町は、被害状況を調査し、その結果を佐久地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

**〔関係機関〕**

(1) 林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努める。

(2) 町と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに町、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

**〔住民〕**

町等が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

## 第33節 文教活動

教育委員会

小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）は、多くの児童生徒及び園児（以下この節において「児童生徒等」という。）を受け入れる施設であり、災害時には、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育（保育）を確保する必要がある。

このため、町及び県は、あらかじめ定められた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設については避難確保計画）に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育（保育）の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置をとる。

### 1 児童生徒等に対する避難誘導

#### (1) 臨時休校等

##### ア 町の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休校、児童生徒等の早退等の措置を学校長に指示する。

##### イ 学校長の措置

#### (ア) 臨時休校の指示を受けた場合

臨時休校の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、児童生徒、保護者、学校関係者に周知する。

#### (イ) 早退等の指示を受けた場合

- a 早退又は授業時間外における下校の徹底等の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により児童生徒、保護者、学校関係者に周知する。
- b 道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。
- c 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。
- d 災害の状況等により、児童生徒等を安全に帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

#### (ウ) 学校長の判断による場合

学校長は、上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で臨時休校、早退等の措置を講ずる。この場合、速やかに町教育委員会に報告する。

#### (2) 避難誘導

##### ア 町の措置

児童生徒等が在校しているとき災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で児童生徒等に被災の危険が切迫していると認めるときは、学校長に児童生徒等の避難の指示を行う。

また、災害の状況によっては学校長に避難先の指示も行う。

イ 学校長の措置

(ア) 避難の指示を受けた場合

教職員の誘導によって、児童生徒等を校庭等安全な場所に避難させる。

(イ) 避難先の指示を受けた場合

地域住民等の協力を求め、教職員とともに避難誘導に当たり、児童生徒等を安全に避難させる。

(ウ) 学校長の判断による場合

学校長は、上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で児童生徒等を安全な場所に避難させる。この場合、速やかに町教育委員会に報告する。

(エ) 避難終了後の措置

避難終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、児童生徒等を保護者に引き渡す。

2 応急教育計画

小・中学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校等施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 県教育委員会の指導及び支援を得て、町教育委員会は、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア 学校等施設・設備の確保

(ア) 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(イ) 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(公財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(2) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、町教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

#### ウ 教育活動

(ア) 災害の状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(イ) 被災した児童生徒等を学校等に受け入れることが可能な場合は、受入れて応急の教育を行う。

(ウ) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(エ) 授業の再開時には、町及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

#### エ 児童生徒等の健康管理

(ア) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

(イ) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

#### オ 教育施設・設備の確保

(ア) 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

(イ) 施設・設備が被害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(ウ) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

#### カ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、町教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

### 3 教科書の供与等

町及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与等の措置を実施する。

#### (1) 教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

町における調達が困難なときは、教育事務所を經由して県教育委員会に調達のあつせんを

依頼する。

(2) 就学援助

町教育委員会は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

4 保育園における措置

保育園における応急対策は、前項までの学校における措置に準ずるほか、次に定める。

(1) 臨時休園等

ア 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休園、早退等の措置を保育園長に指示する。

イ 保育園長は臨時休園の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。

ウ 保育園長は、早退の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により園児を保護者に直接引き渡す。

(2) 避難誘導

ア 町は、保育園長に園児の避難の指示、避難先の指示を行う。

イ 保育園長は、避難の指示等を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、園児を安全に指定避難所へ避難させる。

ウ 保育園長は上記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で園児を安全な場所に避難させる。この場合保育園長は、速やかに町に報告する。

エ 保育園長は避難終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、園児を直接保護者に引き渡す。

(3) 被害状況調査及び復旧

ア 町は、施設の被害状況を把握した上で安全点検を実施し、応急保育を実施できるよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。

イ 保育園長は、施設の被害状況を速やかに住民福祉対策部長に報告する。

(4) 応急保育

町は、災害の規模、施設の被害の程度などの安全性を把握した上で、応急保育を実施する。

## 第34節 飼養動物の保護対策

### 第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

また、被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養をする。

### 第2 活動の内容

#### 1 町が実施する対策

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。
- (3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

#### 2 飼い主が実施する対策

- (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所及び応急仮設住宅等のルールに従い、適正な飼養を行う。

**第35節 ボランティアの受入れ体制**

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

**1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保**

- (1) 被災地における被災者のボランティア・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (2) 災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (3) 町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。
- (4) ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。
- (5) 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

**〔社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等〕**

町及び県の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

**2 ボランティア活動拠点の提供支援**

- (1) 町及び県は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講ずる。

また、県は、その運営において、複数の市町村にまたがる広域的な課題が生じた場合には、関係者間の調整を行う。

- (2) 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボ

ランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。

〔社会福祉協議会〕

- (1) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県の拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援する。

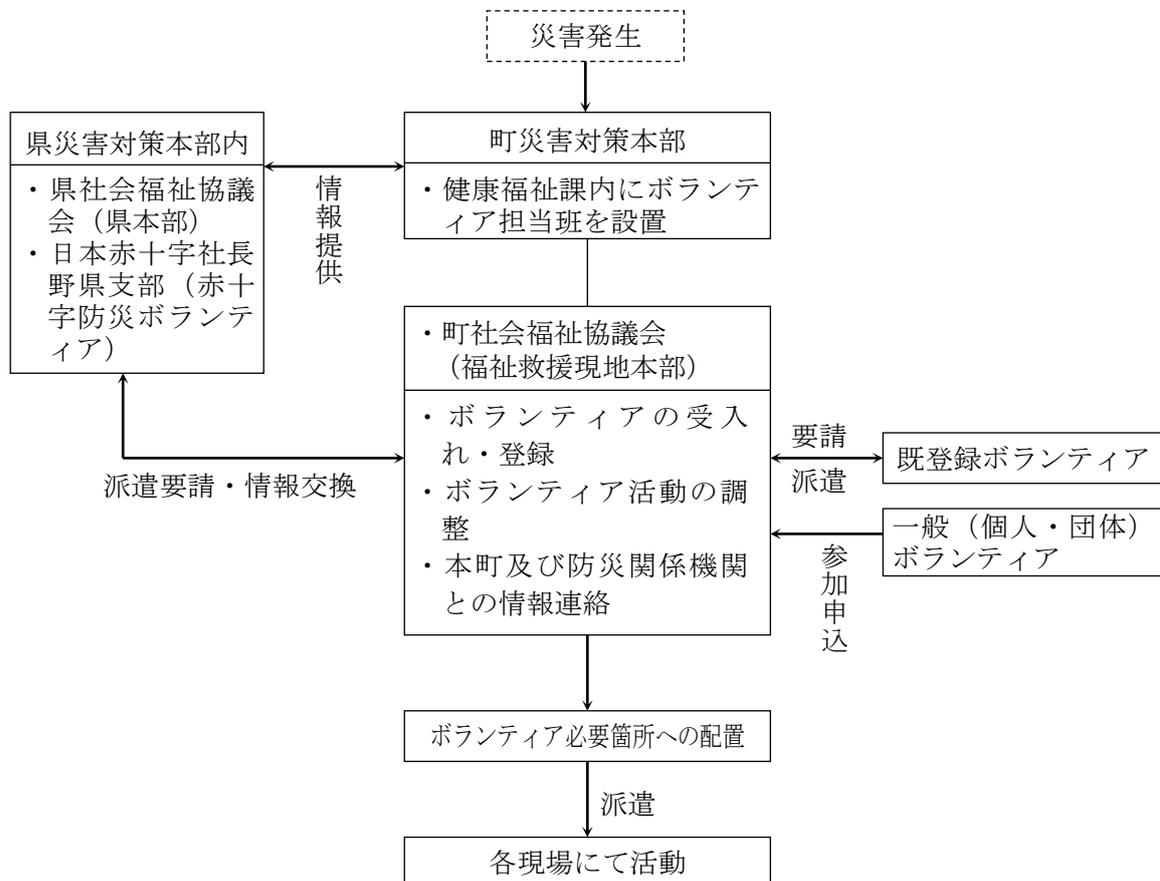
また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、災害中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行う。

- (2) 町社会福祉協議会は、町と協議の上、市町村センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行う。

- (3) 被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市町村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行う。

〔日本赤十字社長野県支部〕

町及び県との連携のもとに赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。



**第36節 義援物資及び義援金の受入れ体制**

健康福祉課 会計室

大規模な災害が発生した場合には、町及び県は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

**1 義援物資及び義援金の募集等****(1) 義援物資**

- ア 町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- イ 町は、県及び関係機関等と連携して、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

**(2) 義援金**

- ア 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行う。
- イ 県が実施する義援金は、次の区分による。
  - (ア) 委員会に寄託し配分する義援金
  - (イ) 被災地へ直接送金する義援金（被災地が特定される場合）

**2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分****(1) 義援物資**

町は、義援物資を配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

**(2) 義援金**

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分する。

## 第37節 災害救助法の適用

町単位の被害が一定の基準以上かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

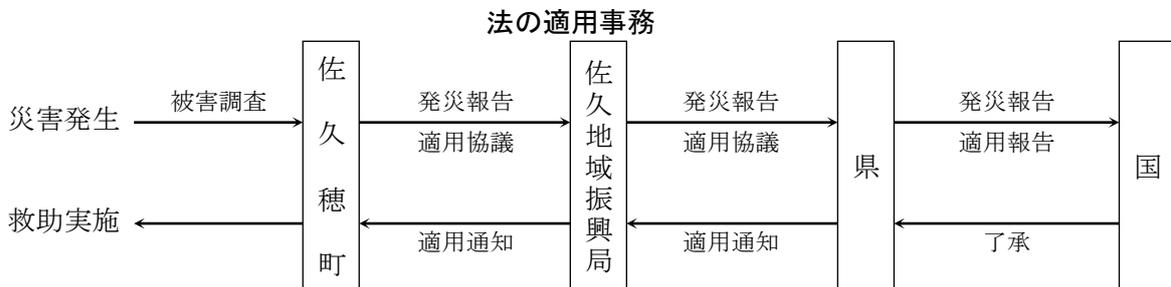
災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

### 1 災害救助法の適用

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

- (1) 町長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに所管の佐久地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- (2) 町長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。



### 2 救助の実施

県、町は関係機関と協力のうえ、速やかに救助を実施する。

- (1) 町長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。  
委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。
- (2) 救助の実施は、別表（後掲）に定める基準により行う。

〔関係機関〕（日本赤十字社長野県支部）

- (1) 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備を挙げて協力する。
- (2) 知事から委任された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努める。

別表 救助の実施要領の基準（概要）

（令和5年9月7日現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により	1 夏季（4月～9月）・冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 後掲別表に掲げる金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者			
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3か月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12歳以上) 219,100円以内 小人 (12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,500円以内  一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,500円以内  検 査 救護班以外は慣行 料金	災害発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考														
		庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。																
		<table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>3千万円以下の部分の金額については100分の10</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>5億円を超える部分の金額については100分の4</td> </tr> </table>	イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10	ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9	ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8	ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7	ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6	ヘ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5	ト	5億円を超える部分の金額については100分の4		
イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10																	
ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9																	
ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8																	
ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7																	
ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6																	
ヘ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5																	
ト	5億円を超える部分の金額については100分の4																	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表（被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全 全 流	壊 焼 失 夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半 半 床 上 浸 水	壊 焼 夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

**第38節 観光地の災害応急対策**

総務課 産業振興課

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、関係機関と連携し、対応していく。

**1 観光地での観光客の安全確保**

- (1) 町は、観光地での災害時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 町は、観光地での災害時には、本章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- (3) 消防本部は、観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

**2 外国人旅行者の安全確保**

- (1) 町は、県と連携して、事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 町は、観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。